

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	公共施設マネジメント課, 教育総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	行政財産の使用許可
処 分 権 者	市長。ただし、教育財産については教育長。
根 拠 規 定	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	地方自治法第 238 条、第 238 条の 4 第 7 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（行政財産の管理及び処分） 第 238 条の 4 行政財産は、次項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。 （1） 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と 1 棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。 （2） 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に 1 棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合 （3） 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と 1 棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合 （4） 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付

	けるとき（前３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。 （５） 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。 （６） 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。 ３ 前項第２号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する１棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。 ４ 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。 ５ 前３項の場合においては、次条第４項及び第５項の規定を準用する。 ６ 第１項の規定に違反する行為は、これを無効とする。 ７ 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 ８ 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成３年法律第９０号）の規定は、これを適用しない。 ９ 第７項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定 おおむね１４日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	認可地縁団体の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔地縁による団体〕 第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 （１） その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 （２） その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 （３） その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。 （４） 規約を定めていること。 ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。 （１） 目的 （２） 名称 （３） 区域 （４） 主たる事務所の所在地 （５） 構成員の資格に関する事項 （６） 代表者に関する事項 （７） 会議に関する事項 （８） 資産に関する事項 ④ 第 2 項第 2 号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続し

	ている区域の現況によらなければならない。 ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。 ⑥ 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。 ⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。 ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。 ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。 ⑩ 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。 ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。 ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。 ⑬ 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。 ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。 ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。 ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第2項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。 ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	紀の川市自治会等地縁団体の認可に関する要綱第4条
標準処理期間	■設定 □未設定

	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 260 条の 2 第 12 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地方自治法第 260 条の 2 第 12 項 地方自治法施行規則第 21 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 〔地縁による団体〕 第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 （１） その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 （２） その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 （３） その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。 （４） 規約を定めていること。 ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。 （１） 目的 （２） 名称 （３） 区域 （４） 主たる事務所の所在地 （５） 構成員の資格に関する事項 （６） 代表者に関する事項 （７） 会議に関する事項 （８） 資産に関する事項

	④ 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。 ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。 ⑥ 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。 ⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。 ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。 ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。 ⑩ 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。 ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。 ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。 ⑬ 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。 ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。 ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。 ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。 ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	紀の川市自治会等地縁団体の認可に関する要綱第5条
標準処理期間	■設定 □未設定

	おおむね 3 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	認可地縁団体の規約の変更の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 260 条の 3 第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地方自治法第 260 条の 3 地方自治法施行規則第 22 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔規約の変更〕 第 260 条の 3 認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	紀の川市自治会等地縁団体の認可に関する要綱第 7 条
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 0 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	認可地縁団体の解散後の財産の処分の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 260 条の 31 第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地方自治法第 260 条の 31 第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔残余財産の帰属〕 第 260 条の 31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。 ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。 ③ 前 2 項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	認可地縁団体の合併の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 260 条の 39 第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地方自治法第 260 条の 2 第 2 項・第 5 項、第 260 条の 39 地方自治法施行規則第 18 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔合併の認可〕 第 260 条の 39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。 ② 前項の決議は、総構成員の 4 分の 3 以上の多数をもつてしなければならない。 ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。 ④ 第 260 条の 2 第 2 項及び第 5 項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第 2 項第 1 号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	臨時運行の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路運送車両法第 34 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路運送車両法第 35 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（臨時運行の許可） 第 34 条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第 4 条、第 19 条、第 58 条第 1 項及び第 66 条第 1 項の規定は、当該自動車について適用しない。 2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長（「行政庁」という。次条において同じ。）が行う。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	開示請求に対する決定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	個人情報の保護に関する法律第 82 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	個人情報の保護に関する法律第 76 条、第 77 条、第 78 条、第 79 条、第 80 条、第 81 条、第 82 条、第 83 条、第 84 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（開示請求に対する措置） 第 82 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 62 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	開示請求があった日から 30 日以内（第 83 条第 1 項）（※法定期間）
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	訂正請求に対する決定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	個人情報の保護に関する法律第 93 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	個人情報の保護に関する法律第 90 条、第 91 条、第 92 条、第 93 条、第 94 条、第 95 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(訂正請求に対する措置) 第 93 条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	訂正請求があった日から 30 日以内（第 94 条第 1 項）（※法定期間）
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	利用停止請求に対する決定等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	個人情報の保護に関する法律第 101 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	個人情報の保護に関する法律第 98 条、第 99 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条、第 103 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(利用停止請求に対する措置) 第 101 条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	利用停止請求があった日から 30 日以内（第 102 条第 1 項）（※法定期間）
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	審査請求人等への提出書類等の交付に係る手数料の減免（第 38 条第 5 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	行政不服審査法第 38 条第 6 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	行政不服審査法第 38 条第 5 項・第 6 項 ○紀の川市手数料条例第 6 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （審査請求人等による提出書類等の閲覧等） 第 38 条 審査請求人又は参加人は、第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第 29 条第 4 項各号に掲げる書面又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 33 条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 3 審理員は、第 1 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。 4 第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。 6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地

	方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	審査関係人への提出資料の交付に係る手数料の減免（第 78 条第 5 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	行政不服審査法第 81 条第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	行政不服審査法第 78 条第 5 項、第 81 条 ○紀の川市手数料条例第 6 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	第 81 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。 3 前節第 2 款の規定は、前 2 項の機関について準用する。この場合において、第 78 条第 4 項及び第 5 項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。 4 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項又は第 2 項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	人材マネジメント課, こども課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童手当の受給資格及び額の認定並びに額の改定（公務員の場合）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第 17 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童手当法第 3 条第 1 項、第 4 条～第 6 条、第 7 条第 1 項・第 2 項、第 8 条第 1 項～第 3 項、第 9 条 児童手当法施行令第 1 条～第 3 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（公務員に関する特例） 第 17 条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第 7 条第 1 項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第 8 条第 1 項及び第 14 条第 1 項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。 表 省略
	2 第 7 条第 3 項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第 1 項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。
	3 第 1 項の規定によつて読み替えられる第 7 条第 1 項の認定を受けた者については、第 8 条第 3 項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定

	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	市民課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	埋葬・火葬の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 30 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 30 条第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（死体の移動制限等） 第 30 条 都道府県知事は、1 類感染症、2 類感染症、3 類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。 2 1 類感染症、2 類感染症、3 類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。 3 1 類感染症、2 類感染症、3 類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、24 時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 日

備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	市民課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	不正利用のおそれがある場合の個人番号の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条第 2 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 3 条第 1 項・第 4 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （指定及び通知） 第 7 条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第 30 条の 3 第 2 項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第 2 項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。 2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第 2 項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。 3 市町村長は、前 2 項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 4 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項又は第 2 項の規定による通知に関し必要な事項は、総務省令で定める。 【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	市民課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	個人番号カードの交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条第 1 項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 3 条第 6 項、第 13 条、第 13 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定 （個人番号カードの交付等） 第 17 条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第 1 項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。 2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第 24 条の 2 第 1 項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。 3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。 4 第 2 項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から 14 日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第 7 項並びに第 18 条の 2 第 3 項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。 5 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。 6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。 7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該

	個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。 8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの再交付の手續その他個人番号カードに関して市町村長及び個人番号カードの交付を受けている者が行う手續に関し必要な事項（以下この項において「再交付等に関する事項」という。）は総務省令で、個人番号カードの様式及び個人番号カードの有効期間その他個人番号カードに関し必要な事項（再交付等に関する事項を除く。）は主務省令で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね45日
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	市民課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	個人番号カードの再交付の申請
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 28 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 28 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（個人番号カードの再交付の申請等） 第 28 条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。 2 前項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。 3 第 1 項の規定により個人番号カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合には、同項に規定する再交付申請書に、当該個人番号カードを紛失し、又は焼失した事実を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。 4 第 1 項に規定する場合に該当することとなった個人番号カードは、同項の規定により個人番号カードの再交付の求めがあったときに、その効力を失うものとする。 5 個人番号カードの再交付を受けた者は、紛失した個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。 6 再交付される個人番号カードについて第 26 条の規定を適用する場合には、同条第 1 項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「再交付される個人番号カードの有効期間」と、「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「再交付される個人番号カードの発

	行の日」と、同条第2項中「交付を受ける者」とあるのは「再交付を受ける者」とする。 7 第21条の規定は第1項に規定する再交付申請書に添付する写真について、第23条の規定は第1項に規定する再交付申請書の保存について、それぞれ準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒設定 ☐未設定
	おおむね7日
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	市民課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	個人番号カードの有効期間内の交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 29 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 29 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（個人番号カードの有効期間内の交付の申請等） 第 29 条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が 3 月未満となった場合又は追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合には、第 24 条の規定にかかわらず、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。 2 住所地市町村長は、前項の求めがあった場合には、その者に対し、その者が現に有する個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。 3 前項の規定により交付される新たな個人番号カードについて第 26 条の規定を適用する場合には、同条第 1 項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「第 29 条第 2 項の規定により交付される新たな個人番号カード（以下この条において「新たな個人番号カード」という。）の有効期間」と、「個人番号カードの交付を受ける者」とあるのは「新たな個人番号カードの交付を受ける者」と、同項第 1 号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「10 回目」とあるのは「10 回目（従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が 3 月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合にあっては、11 回目）」と、同項第 2 号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「5 回目」とあるのは「5 回目（従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が 3 月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合にあっては、6 回目）」と、同条第 2 項中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」とする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 45 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	市民課、環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	埋葬、火葬又は改葬の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 5 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 5 条第 2 項 墓地、埋葬等に関する法律施行規則第 1 条、第 2 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔埋葬・火葬又は改葬の許可〕 第 5 条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	埋葬、火葬：おおむね 1 日。ただし、特殊事情のある場合はおおむね 7 日 改葬：3 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	被保険者証の交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 9 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条 国民健康保険法施行規則第 1 条、第 10 条の 2 ○紀の川市国民健康保険条例第 5 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （届出等） 第 9 条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。 2 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。 3 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第 6 項及び第 8 項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。 4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。 5 前 2 項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。 6 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原

爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）にあつては、有効期間を 6 月とする被保険者証。以下この項において同じ。）、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証）を交付する。

7 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

8 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

9 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料を滞納している世帯主（第 3 項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）及びその世帯に属する被保険者、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第 88 条第 2 項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が属する世帯に属する被保険者の被保険者証について 6 月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、6 月以上としなければならない。

11 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。

12 第 10 項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

13 国民年金法第 109 条の 4 第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

14 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条から第 24 条まで、第 25 条、第 30 条の 46 又は第 30 条の 47 の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第 28 条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第 1 項又は第 9 項の規定による届出があつたものとみなす。

15 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

	○紀の川市国民健康保険条例 (被保険者とししない者) 第 5 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 44 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 44 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	第 44 条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第 42 条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。 （１） 一部負担金を減額すること。 （２） 一部負担金の支払を免除すること。 （３） 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
	2 前項の措置を受けた被保険者は、第 42 条第 1 項及び前条第 2 項の規定にかかわらず、前項第 1 号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第 2 号又は第 3 号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。
	3 第 42 条の 2 の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。
参 考 資 料	【基準】 上記の条文による。
標準処理期間	■設定 □未設定
	20 日

備考	
設定日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	療養費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 54 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 54 条、第 54 条の 3 第 3 項・第 4 項・第 5 項 国民健康保険法施行規則第 27 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （療養費） 第 54 条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。 2 市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。 3 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第 42 条第 1 項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、市町村又は組合が定める。 4 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第 45 条第 2 項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第 52 条第 2 項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第 52 条の 2 第 2 項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第 2 項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね90日
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別療養費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 54 条の 3 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 54 条の 3 第 1 項 国民健康保険法施行規則第 27 条の 5
審 査 基 準	■設定 □未設定 （特別療養費） 第 54 条の 3 市町村及び組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、当該世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。 2 健康保険法第 64 条並びに本法第 36 条第 3 項、第 40 条、第 41 条、第 45 条第 3 項、第 45 条の 2、第 52 条第 5 項、第 53 条第 2 項、第 54 条の 2 第 3 項、第 8 項及び第 10 項、第 54 条の 2 の 2 並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。この場合において、第 53 条第 2 項中「保険外併用療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と、「健康保険法第 86 条第 2 項第 1 号」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第 86 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定める例により、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は同法第 88 条第 4 項」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 3 第 1 項に規定する場合において、当該世帯主又は組合員に対し当該被保険者に係る被保険者証が交付されているとすれば第 54 条第 1 項の規定が適用されることとなるときは、市町村及び組合は、療養費を支給することができる。 4 第 1 項に規定する場合において、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受け、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、市町村及び組合は、療養費を支給するものとする。

	5 第 54 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前 2 項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第 4 項中「療養の給付を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合」と、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合」と読み替えるものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 90 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	移送費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 54 条の 4 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 54 条の 4 国民健康保険法施行規則第 27 条の 9、第 27 条の 10、第 27 条の 11
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(移送費) 第 54 条の 4 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。 2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 9 0 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別療養給付の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 55 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 55 条 国民健康保険法施行規則第 28 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合） 第 55 条 被保険者が第 6 条第 7 号に該当するに至ったためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第 48 条第 1 項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。

	2 前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、行わない。 (1) 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき。 (2) その者が、第6条第1号から第6号まで、第8号、第9号又は第11号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) その者が、当該疾病又は負傷につき、他の市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができるに至ったとき。 (4) 被保険者の資格を喪失した日から起算して6箇月を経過したとき。 3 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。 4 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね90日
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	高額療養費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 57 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 57 条の 2 国民健康保険法施行令第 29 条の 2、第 29 条の 2 の 2、第 29 条の 3、第 29 条の 4 国民健康保険法施行規則第 27 条の 12、第 27 条の 13 の 2～第 27 条の 13 の 6、第 27 条の 14、第 27 条の 15、第 27 条の 16、第 27 条の 17、第 27 条の 17 の 2、第 27 条の 17 の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定 （高額療養費） 第 57 条の 2 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第 56 条第 2 項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第 1 項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第 56 条第 2 項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。 2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定

	おおむね 4 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	高額介護合算療養費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 57 条の 3 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 57 条の 2 第 2 項、第 57 条の 3 国民健康保険法施行令第 29 条の 4 の 2、第 29 条の 4 の 3、第 29 条の 4 の 4 国民健康保険法施行規則第 27 条の 18～第 27 条の 27
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（高額介護合算療養費） 第 57 条の 3 市町村及び組合は、一部負担金等の額（前条第 1 項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第 51 条第 1 項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第 61 条第 1 項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第 56 条第 2 項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。 2 前条第 2 項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 2 0 日

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 7 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行令第 27 条の 2、第 29 条の 2 第 7 項、第 29 条の 3 第 8 項 国民健康保険法施行規則第 27 条の 12 の 2 第 1 項・第 2 項、第 27 条の 14 健康保険法施行令第 41 条第 7 項 健康保険法施行令第 41 条第 7 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 21 年 4 月 30 日厚生労働省告示第 290 号）
審 査 基 準	■設定 □未設定 （月間の高額療養費の支給要件及び支給額） 第 29 条の 2 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第 5 項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。 （1） 被保険者（法第 55 条第 1 項の規定により療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給を受けている者を含む。以下この条、第 29 条の 3 及び第 29 条の 4 において同じ。）が、同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養（法第 36 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養（以下この条において単に「食事療養」という。）及び同項第 2 号に規定する生活療養（以下この条において単に「生活療養」という。）を除く。以下この項から第 5 項まで、第 29 条の 4 第 1 項及び第 29 条の 4 の 2 において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係るイからヌまでに掲げる額（70 歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、21,000 円（第 29 条の 3 第 6 項に規定する 75 歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、10,500 円）以上のものに限る。）を合算した額 イ 一部負担金の額（当該被保険者が、同一の月において、ロに規定する場合に該当するときは、ロに掲げる額を加えた額とする。ハにおいて同じ。）とリに掲げる額との合計額 ロ 法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療に関する現物給付及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基

	礎となつた一部負担金の額 ハ 当該療養が法第 36 条第 2 項第 3 号に規定する評価療養、同項第 4 号に規定する患者申出療養又は同項第 5 号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。ニにおいて同じ。）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、ニに規定する場合に該当するときは、ニに掲げる額を加えた額とする。）を加えた額と、リに掲げる額との合計額 ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場合について法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療費の支給及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた保険外併用療養費の額を当該保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から控除した額 ホ 療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。ヘにおいて同じ。）から当該療養に要した費用につき療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、ヘに規定する場合に該当するときは、ヘに掲げる額を加えた額とする。） ヘ 療養費の支給を受けるべき場合について法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療費の支給及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた療養費の額を当該療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から控除した額 ト 訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から当該療養に要した費用の額につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、チに規定する場合に該当するときは、チに掲げる額を加えた額とする。）とリに掲げる額との合計額 チ 訪問看護療養費の支給を受けるべき場合について法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療費の支給及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた訪問看護療養費の額を当該訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から控除した額 リ 特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。ヌにおいて同じ。）から当該療養に要した費用の額につき特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、ヌに規定する場合に該当するときは、ヌに掲げる額を加えた額とする。） ヌ 特別療養費の支給を受けるべき場合について法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療費の支給及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた特別療養費の額を当該特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から控除した額 (2) 被保険者が前号と同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費（第 29 条の 4 第 3 項において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該被保険者が第 8 項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同

	項に規定する療養をいう。以下同じ。)について当該被保険者がなお負担すべき額(70歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前号イからヌまでに掲げる額が21,000円(第29条の3第6項に規定する75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、10,500円)以上のものに限る。)を合算した額 2 被保険者が療養(第29条の3第6項に規定する75歳到達時特例対象療養であつて、70歳に達する日の属する月以前のものに限る。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項第1号及び第2号に掲げる額を当該被保険者ごとにそれぞれ合算した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。 3 被保険者が療養(70歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。第5項において同じ。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項又は第5項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項において「70歳以上一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該70歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 (1) 被保険者が受けた当該療養(特定給付対象療養を除く。)に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額を合算した額 (2) 被保険者が受けた当該療養(特定給付対象療養に限る。)について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額 4 被保険者が次に掲げる療養(第2号から第4号までに掲げる療養にあつては、70歳に達する日の属する月の翌月以後のものに限る。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項第1号及び第2号に掲げる額を当該被保険者ごとにそれぞれ合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち当該被保険者に係る額をそれぞれ控除した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。 (1) 高齢者医療確保法第52条第1号に該当し、月の初日以外の日において高齢者医療確保法第50条の規定による被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。)の資格を取得したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者が、同日の前日の属する月(同日以前の期間に限る。)に受けた療養 (2) 被用者保険被保険者(健康保険の被保険者(日雇特例被保険者であつた者(健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条の2第9項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。第29条の4の3第4項において同じ。)を含む。)、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいう。以下この号及び次条第1項第5号において同じ。)が高齢者医療確保法第52条第1号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、月の初日以外の日において国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該被用者保険被保険者の被扶養者(健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)又は国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。))若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。第29条の4の3第4項を除き、以下この章において同じ。)であつた者が、同日の属する月(同日以後の期間に限る。)に受けた療養

	(3) 組合の組合員が高齢者医療確保法第 52 条第 1 号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、月の初日以外の日において当該組合の被保険者の資格を喪失した当該組合員の世帯に属する当該組合員以外の被保険者であつた者が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。）に受けた療養 (4) 組合の組合員が高齢者医療確保法第 52 条第 1 号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、月の初日以外の日において当該組合以外の国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該組合員の世帯に属する当該組合員以外の被保険者であつた者が、同日の属する月（同日以後の期間に限る。）に受けた療養 5 被保険者（法第 42 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合を除く。）が療養（外来療養（法第 36 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる療養（同項第 5 号に掲げる療養に伴うものを除く。）をいう。次条並びに第 29 条の 3 第 7 項第 3 号及び第 8 項第 3 号において同じ。）に限る。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる額を当該被保険者ごとにそれぞれ合算した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。 6 被保険者が特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者が第 8 項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該特定給付対象療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 7 被保険者が特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち健康保険法施行令第 41 条第 7 項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。第 29 条の 3 第 8 項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 8 被保険者が健康保険法施行令第 41 条第 9 項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 9 一の月において、一の市町村の区域内に住所を有する被保険者（都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（第 29 条の 3 及び第 29 条の 4 の 2 第 8 項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者に限る。）が、月の初日以外の日において当該市町村が属する都道府県内の他の市町村の区域内に住所を有するに至り、継続して同一の世帯に属すると認められるときは、当該被保険者が当該都道府県等が行う国民健康保険の被保険者として当該月に受けた療養に係る高額療養費の支給に対する第 1 項各号の規定

	の適用については、同項各号中「21,000 円」とあるのは「10,500 円」と、「10,500 円」とあるのは「5,250 円」とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね40日
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定疾病の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項、第 29 条の 3 第 9 項 国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 27 条の 14 健康保険法施行令第 41 条第 9 項 健康保険法施行令第 41 条第 9 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び 疾病（昭和 59 年 9 月 28 日厚生省告示第 156 号）
審 査 基 準	■設定 □未設定 （月間の高額療養費の支給要件及び支給額） 第 29 条の 2 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第 5 項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。 （1） 被保険者（法第 55 条第 1 項の規定により療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給を受けている者を含む。以下この条、第 29 条の 3 及び第 29 条の 4 において同じ。）が、同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養（法第 36 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養（以下この条において単に「食事療養」という。）及び同項第 2 号に規定する生活療養（以下この条において単に「生活療養」という。）を除く。以下この項から第 5 項まで、第 29 条の 4 第 1 項及び第 29 条の 4 の 2 において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係るイからヌまでに掲げる額（70 歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、21,000 円（第 29 条の 3 第 6 項に規定する 75 歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、10,500 円）以上のものに限る。）を合算した額 イ 一部負担金の額（当該被保険者が、同一の月において、ロに規定する場合に該当するときは、ロに掲げる額を加えた額とする。ハにおいて同じ。）とりに掲げる額との合計額 ロ 法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療に関する現物給付及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎と

	なつた一部負担金の額 ハ 当該療養が法第 36 条第 2 項第 3 号に規定する評価療養、同項第 4 号に規定する患者申出療養又は同項第 5 号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。ニにおいて同じ。）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、ニに規定する場合に該当するときは、ニに掲げる額を加えた額とする。）を加えた額と、リに掲げる額との合計額 ニ 保険外併用療養費の支給を受けるべき場合について法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療費の支給及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた保険外併用療養費の額を当該保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から控除した額 ホ 療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。ヘにおいて同じ。）から当該療養に要した費用につき療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、ヘに規定する場合に該当するときは、ヘに掲げる額を加えた額とする。） ヘ 療養費の支給を受けるべき場合について法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療費の支給及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた療養費の額を当該療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から控除した額 ト 訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から当該療養に要した費用の額につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、チに規定する場合に該当するときは、チに掲げる額を加えた額とする。）とリに掲げる額との合計額 チ 訪問看護療養費の支給を受けるべき場合について法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療費の支給及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた訪問看護療養費の額を当該訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から控除した額 リ 特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。ヌにおいて同じ。）から当該療養に要した費用の額につき特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、ヌに規定する場合に該当するときは、ヌに掲げる額を加えた額とする。） ヌ 特別療養費の支給を受けるべき場合について法第 56 条第 1 項に規定する法令による医療費の支給及び同条第 2 項の規定による差額の支給を受けた場合における当該差額の算定の基礎となつた特別療養費の額を当該特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額から控除した額 (2) 被保険者が前号と同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費（第 29 条の 4 第 3 項において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該被保険者が第 8 項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下同じ。）について当該被保険者がなお負担すべき額（70 歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前号イからヌまでに掲げる額が 21,000 円（第 29 条の 3 第 6 項に規定する 75 歳到達時特例対象療養に係るものにあつ

	ては、10,500円)以上のものに限る。)を合算した額 2 被保険者が療養(第29条の3第6項に規定する75歳到達時特例対象療養であつて、70歳に達する日の属する月以前のものに限る。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項第1号及び第2号に掲げる額を当該被保険者ごとにそれぞれ合算した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。 3 被保険者が療養(70歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。第5項において同じ。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項又は第5項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項において「70歳以上一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該70歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 (1) 被保険者が受けた当該療養(特定給付対象療養を除く。)に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額を合算した額 (2) 被保険者が受けた当該療養(特定給付対象療養に限る。)について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額 4 被保険者が次に掲げる療養(第2号から第4号までに掲げる療養にあつては、70歳に達する日の属する月の翌月以後のものに限る。)を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る前項第1号及び第2号に掲げる額を当該被保険者ごとにそれぞれ合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち当該被保険者に係る額をそれぞれ控除した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。 (1) 高齢者医療確保法第52条第1号に該当し、月の初日以外の日において高齢者医療確保法第50条の規定による被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。)の資格を取得したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者が、同日の前日の属する月(同日以前の期間に限る。)に受けた療養 (2) 被用者保険被保険者(健康保険の被保険者(日雇特例被保険者であつた者(健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条の2第9項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。第29条の4の3第4項において同じ。)を含む。)、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいう。以下この号及び次条第1項第5号において同じ。)が高齢者医療確保法第52条第1号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、月の初日以外の日において国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該被用者保険被保険者の被扶養者(健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)又は国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。))若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。第29条の4の3第4項を除き、以下この章において同じ。)であつた者が、同日の属する月(同日以後の期間に限る。)に受けた療養 (3) 組合の組合員が高齢者医療確保法第52条第1号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、月の初日以外の日において当該組合の被保険者の資格を喪失した当該組合員の世帯に属する当該組合員以外の被保険者であつた者が、同日の前日の属する月(同日以前の期間に限る。))

	に受けた療養 (4) 組合の組合員が高齢者医療確保法第 52 条第 1 号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、月の初日以外の日において当該組合以外の国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該組合員の世帯に属する当該組合員以外の被保険者であつた者が、同日の属する月（同日以後の期間に限る。）に受けた療養 5 被保険者（法第 42 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合を除く。）が療養（外来療養（法第 36 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる療養（同項第 5 号に掲げる療養に伴うものを除く。）をいう。次条並びに第 29 条の 3 第 7 項第 3 号及び第 8 項第 3 号において同じ。）に限る。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる額を当該被保険者ごとにそれぞれ合算した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。 6 被保険者が特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者が第 8 項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該特定給付対象療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 7 被保険者が特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち健康保険法施行令第 41 条第 7 項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。第 29 条の 3 第 8 項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 8 被保険者が健康保険法施行令第 41 条第 9 項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 9 一の月において、一の市町村の区域内に住所を有する被保険者（都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（第 29 条の 3 及び第 29 条の 4 の 2 第 8 項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者に限る。）が、月の初日以外の日において当該市町村が属する都道府県内の他の市町村の区域内に住所を有するに至り、継続して同一の世帯に属すると認められるときは、当該被保険者が当該都道府県等が行う国民健康保険の被保険者として当該月に受けた療養に係る高額療養費の支給に対する第 1 項各号の規定の適用については、同項各号中「21,000 円」とあるのは「10,500 円」と、「10,500 円」とあるのは「5,250 円」とする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	限度額適用の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号・第 2 号 国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の市町村又は組合の認定） 第 27 条の 14 の 2 市町村又は組合は、被保険者が令第 29 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主が保険料を滞納していることを確認した場合（第 5 条の 8 第 1 項の規定により世帯主が届書を提出し、当該世帯主が滞納している保険料につき令第 1 条に定める特別の事情があると認められる場合又は市町村若しくは組合が適当と認める場合を除く。）を除き、有効期限を定めて、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証（以下この条において「限度額適用認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 8 による限度額適用認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 8 の 2 による限度額適用認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号イに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ロに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令

	第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ハに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ロに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 2 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 3 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ニに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 4 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。 (2) 限度額適用認定証の有効期限に至つたとき。 4 市町村又は組合は、第 2 項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が、当該認定後に保険料を滞納した場合においては、第 5 条の 8 第 1 項（第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による届出により当該保険料の滞納につき令第 1 条に定める特別の事情があると認められる場合又は当該市町村又は組合が適当と認める場合を除き、当該世帯主に対し限度額適用認定証の返還を求めることができる。この場合における特別の事情に関する届出に係る届書については、第 5 条の 8 第 3 項の規定を準用する。 5 第 7 条の 2（第 3 項ただし書を除く。）及び第 26 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。 6 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第 24 条の 4 に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	限度額適用・標準負担額減額の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 5

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホ・ヘ・第 4 号ホ・ヘ・第 5 号ロ 国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 5
審 査 基 準	■設定 □未設定 （令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホ若しくはヘ、第 4 号ホ若しくはヘ又は第 5 号ロの市町村又は組合の認定） 第 27 条の 14 の 5 市町村又は組合は、被保険者が令第 29 条の 3 第 4 項第 5 号若しくは第 6 号、第 5 項第 5 号若しくは第 6 号又は第 6 項第 2 号に掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホ若しくはヘ、第 4 号ホ若しくはヘ又は第 5 号ロの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用・減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 9 による限度額適用・標準負担額減額認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 9 の 2 による限度額適用・標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 4 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ヘに掲げる者が令第 29 条の 3 第 4 項第 6 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 5 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ヘに掲げる者が令第 29 条の 3 第 5 項第 6 号に掲げる場合に該当しなく

	なつたとき又は令第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに掲げる者が令第 29 条の 3 第 6 項第 2 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。 (2) 限度額適用・減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から限度額適用・減額認定証の返還の求めがあつたとき。 4 第 7 条の 2 (第 3 項ただし書を除く。) 及び第 26 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定は、限度額適用・減額認定証について準用する。 5 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第 24 条の 5 (第 1 項第 3 号を除く。) に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき (当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。) は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用・減額認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。 6 第 26 条の 5 (第 26 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定は、認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を支払つた場合における被保険者に対する入院時食事療養費、入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、第 26 条の 5 の見出し中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、同条第 1 項中「減額しない額の食事療養標準負担額」とあるのは「減額しない額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、「を入院時食事療養費」とあるのは「又は当該生活療養について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を、それぞれ入院時食事療養費若しくは保険外併用療養費又は入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」と、同条第 2 項中「食事療養を」とあるのは「食事療養又は生活療養を」と、「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養について支払つた生活療養標準負担額」と、同条第 3 項中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と読み替えるものとする。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和4年4月1日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	被保険者証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第7条第1項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第7条第1項・第2項・第4項・第5項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（被保険者証の再交付及び返還） 第7条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第2号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 （1） 次に掲げる事項 イ 被保険者の氏名及び生年月日 ロ 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 ハ 再交付申請の理由 （2） 世帯主の氏名及び生年月日又は住所（以下この条において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次のいずれかに該当するもの イ 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第1条第1号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該世帯主が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証、児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもののうち2以上の書類

	2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。 3 世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。 4 世帯主以外の者が世帯主を代理して第1項の申請をする場合には、同項第1号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該世帯主以外の者に係る同項第2号イからハまでのいずれかに該当するもの（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。この場合において、当該世帯主以外の者は、当該申請書に、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が世帯主の依頼により又は法令の規定により世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 (1) 世帯主の代理人として再交付を申請する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 (2) 世帯主の代理人として再交付を申請する者が法定代理人以外の者である場合には、委任状 (3) 前2号に掲げる書類を添えることが困難である場合には、官公署から世帯主に対し1に限り発行され、又は発給された書類その他の世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認める書類 5 前項後段の規定にかかわらず、市町村は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるとき又は同項の世帯主以外の者が当該世帯主と同一の世帯に属する者であるときは、当該書類を省略させることができる。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね3日
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	被保険者資格証明書の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 7 条の 3

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 7 条の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（準用規定） 第 7 条の 3 第 7 条及び第 7 条の 2 の規定（第 7 条の 2 第 3 項ただし書を除く。） は、被保険者資格証明書について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和4年4月1日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	高齢受給者証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第7条の4第4項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第7条の4第4項・第5項・第6項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（高齢受給者証の交付等） 第7条の4 市町村は、法第42条第1項第3号又は第4号の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、当該被保険者に係る様式第1号の2の2による被保険者証を交付した場合を除き、様式第1号の4又は様式第1号の5による一部負担金の割合を記載した証（以下「高齢受給者証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。 2 前項の被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、遅滞なく、高齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。 （1） 高齢受給者証に記載された一部負担金の割合が変更されたとき。 （2） 当該市町村から法第9条第3項又は第4項の規定による被保険者証の返還の求めがあつたとき。 3 第7条の2（第3項ただし書を除く。）の規定は、高齢受給者証の検認及び更新について準用する。 4 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第7条第1項第2号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 （1） 被保険者の氏名及び生年月日 （2） 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 （3） 再交付申請の理由 5 高齢受給者証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その高齢受給者証を添えなければならない。 6 第7条第4項及び第5項の規定は、高齢受給者証の再交付について準用する。

	7 世帯主は、高齢受給者証の再交付を受けた後、失った高齢受給者証を発見したときは、直ちに、発見した高齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね3日
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	保険基準収入額の適用
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 24 条の 3

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 42 条第 1 項第 4 号 国民健康保険法施行令第 27 条の 2 第 2 項、第 27 条の 2 第 3 項第 1 号・第 2 号 国民健康保険法施行規則第 24 条の 2、第 24 条の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定 （令第 27 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の申請） 第 24 条の 3 令第 27 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、当該市町村又は組合において、当該被保険者が同項第 1 号又は第 2 号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。 （1） 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 （2） 令第 27 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額 （3） 被保険者記号・番号 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 30 日

備考	
設定日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 2、第 26 条の 3 第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 26 条の 6 の 3 国民健康保険法第 52 条第 2 項、第 52 条の 2 第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定） 第 26 条の 3 市町村又は組合は、被保険者が、令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第 3 項第 1 号において「食事療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 58 条第 1 号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 85 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 58 条第 1 号の規定による市町村又は組合の認定（第 27 条の 14 の 2 及び第 27 条の 14 の 5 に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証（以下「食事療養減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 6 による食事療養標準負担額減額認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 6 の 2 による食事療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 食事療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 58 条第 1 号に定める者でなくなつたとき。 （2） 食事療養減額認定証の有効期限に至つたとき。

	4 第7条の2（第3項ただし書を除く。）の規定は、食事療養減額認定証の検認及び更新について準用する。 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 6 食事療養減額認定証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その食事療養減額認定証を添えなければならない。 7 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証の再交付を受けた後、失った食事療養減額認定証を発見したときは、直ちに、発見した食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 8 認定を受けた被保険者に係る第15条第1項（第20条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第2条、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の8、第5条の9及び第9条から第10条の3までの届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る食事療養減額認定証を添えなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	食事療養減額認定証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項・第 6 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定） 第 26 条の 3 市町村又は組合は、被保険者が、令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第 3 項第 1 号において「食事療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 58 条第 1 号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 85 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 58 条第 1 号の規定による市町村又は組合の認定（第 27 条の 14 の 2 及び第 27 条の 14 の 5 に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証（以下「食事療養減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 6 による食事療養標準負担額減額認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 6 の 2 による食事療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 食事療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 58 条第 1 号に定める者でなくなつたとき。 （2） 食事療養減額認定証の有効期限に至つたとき。 4 第 7 条の 2（第 3 項ただし書を除く。）の規定は、食事療養減額認定証の検認

	及び更新について準用する。 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 6 食事療養減額認定証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その食事療養減額認定証を添えなければならない。 7 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証の再交付を受けた後、失った食事療養減額認定証を発見したときは、直ちに、発見した食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 8 認定を受けた被保険者に係る第 15 条第 1 項（第 20 条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2、第 5 条の 4、第 5 条の 8、第 5 条の 9 及び第 9 条から第 10 条の 3 までの届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る食事療養減額認定証を添えなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 3 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	食事療養標準負担額減額に関する特例
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 5、第 27 条の 14 の 5 第 6 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（食事療養標準負担額の減額に関する特例） 第 26 条の 5 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかったことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。
	2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 （1） 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 （2） 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地 （3） 食事療養について支払った食事療養標準負担額 （4） 食事療養を受けた被保険者の入院期間 （5） 前条の認定を受けていることの確認を受けなかった理由 （6） 被保険者記号・番号
	3 前項の申請書には同項第 3 号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね90日
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 3、第 26 条の 6 の 4 第 1 項 国民健康保険法第 52 条の 2 第 2 項 国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号 健康保険法第 85 条の 2 第 2 項 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号
審 査 基 準	■設定 □未設定 （生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等） 第 26 条の 6 の 4 市町村又は組合は、被保険者が、令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第 3 項第 1 号において「生活療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第 85 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号の規定による市町村又は組合の認定（第 27 条の 14 の 2 及び第 27 条の 14 の 5 に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による生活療養標準負担額減額認定証（以下「生活療養減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、生活療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 6 の 3 による生活療養標準負担額減額認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 6 の 4 による生活療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなけ

	ればならない。 (1) 生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号に定める者でなくなつたとき。 (2) 生活療養減額認定証の有効期限に至つたとき。 4 第 7 条の 2 (第 3 項ただし書を除く。) 及び第 26 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。 5 認定を受けた被保険者は、法第 52 条の 2 第 1 項に規定する入院時生活療養費に係る療養又は法第 53 条第 1 項に規定する保険外併用療養費に係る療養(生活療養に限る。)を受けようとするときは、保険医療機関において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第 24 条の 4 に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき(当該保険医療機関において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。)は、被保険者証に添えて、生活療養減額認定証を当該保険医療機関に提出しなければならない。 6 第 26 条の 5 の規定は、保険医療機関において、前項の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の生活療養標準負担額を支払つた場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	生活療養減額認定証の再交付（第 26 条の 3 第 5 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 4 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項・第 6 項、第 26 条の 6 の 4 第 4 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等） 第 26 条の 6 の 4 市町村又は組合は、被保険者が、令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第 3 項第 1 号において「生活療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第 85 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号の規定による市町村又は組合の認定（第 27 条の 14 の 2 及び第 27 条の 14 の 5 に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による生活療養標準負担額減額認定証（以下「生活療養減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、生活療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 6 の 3 による生活療養標準負担額減額認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 6 の 4 による生活療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号に定める者でなくなつたとき。

	(2) 生活療養減額認定証の有効期限に至ったとき。 4 第7条の2（第3項ただし書を除く。）及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。 5 認定を受けた被保険者は、法第52条の2第1項に規定する入院時生活療養費に係る療養又は法第53条第1項に規定する保険外併用療養費に係る療養（生活療養に限る。）を受けようとするときは、保険医療機関において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第24条の4に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証に添えて、生活療養減額認定証を当該保険医療機関に提出しなければならない。 6 第26条の5の規定は、保険医療機関において、前項の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の生活療養標準負担額を支払った場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね3日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	生活療養標準負担額減額に関する特例（第 26 条の 5 第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 6 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 1 項、第 26 条の 6 の 4 第 6 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等） 第 26 条の 6 の 4 市町村又は組合は、被保険者が、令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第 3 項第 1 号において「生活療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第 85 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号の規定による市町村又は組合の認定（第 27 条の 14 の 2 及び第 27 条の 14 の 5 に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による生活療養標準負担額減額認定証（以下「生活療養減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、生活療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 6 の 3 による生活療養標準負担額減額認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 6 の 4 による生活療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 1 号に定める者でなくなつたとき。

	(2) 生活療養減額認定証の有効期限に至ったとき。 4 第7条の2（第3項ただし書を除く。）及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。 5 認定を受けた被保険者は、法第52条の2第1項に規定する入院時生活療養費に係る療養又は法第53条第1項に規定する保険外併用療養費に係る療養（生活療養に限る。）を受けようとするときは、保険医療機関において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第24条の4に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証に添えて、生活療養減額認定証を当該保険医療機関に提出しなければならない。 6 第26条の5の規定は、保険医療機関において、前項の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の生活療養標準負担額を支払った場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね90日
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定疾病受療証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 8 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 8 項・第 9 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （特定疾病に係る市町村又は組合の認定） 第 27 条の 13 令第 29 条の 2 第 8 項の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 （1） 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 （2） 認定を受けようとする被保険者のにかかっている令第 29 条の 2 第 8 項に規定する疾病の名称 （3） 被保険者記号・番号 2 前項の申請書には、同項第 2 号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。 3 70 歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第 29 条の 2 第 8 項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（健康保険法施行令第 42 条第 9 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。）に係る高額療養費が、令第 29 条の 3 第 9 項第 2 号の規定によらないものであるときは、第 1 項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 4 第 1 項の申請に基づき、認定を行つたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特定疾病療養受療証（以下この条において「特定疾病受療証」という。）を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に健康保険法施行令第 41 条第 9 項に規定する厚生労働大臣の定める疾病ごとに交付しなければならない。ただし、70 歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第 29 条の 2 第 8 項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（健康保険法施行令第 42 条第 9 項第 2 号に規定する厚生

	労働大臣が定める疾病を除く。)に係る特定疾病受療証については有効期限を定めて交付しなければならない。 (1) 市町村 様式第1号の7による特定疾病療養受療証 (2) 組合 様式第1号の7の2による特定疾病療養受療証 5 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等から令第29条の2第8項に規定する療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第24条の4に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。 6 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 (1) 特定疾病受療証に記載された高額療養費算定基準額が変更されたとき。 (2) 特定疾病受療証の有効期限に至ったとき。 7 第7条の2の規定(第3項ただし書を除く。)は、特定疾病受療証の検認及び更新について準用する。 8 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 9 特定疾病受療証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。 10 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証の再交付を受けた後、失った特定疾病受療証を発見したときは、直ちに、発見した特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 11 認定を受けた被保険者に係る第15条第1項(第20条において準用する場合を含む。)に規定する届書(第2条、第3条、第5条、第5条の2、第5条の4、第5条の8、第5条の9及び第9条から第10条の3までの届書を除く。)には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る特定疾病受療証を添えなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね3日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	限度額適用認定証の交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の市町村又は組合の認定） 第 27 条の 14 の 2 市町村又は組合は、被保険者が令第 29 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主が保険料を滞納していることを確認した場合（第 5 条の 8 第 1 項の規定により世帯主が届書を提出し、当該世帯主が滞納している保険料につき令第 1 条に定める特別の事情があると認められる場合又は市町村若しくは組合が適当と認める場合を除く。）を除き、有効期限を定めて、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証（以下この条において「限度額適用認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 8 による限度額適用認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 8 の 2 による限度額適用認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号イに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ロに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令

	第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ハに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ロに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 2 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 3 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ニに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 4 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。 (2) 限度額適用認定証の有効期限に至つたとき。 4 市町村又は組合は、第 2 項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が、当該認定後に保険料を滞納した場合においては、第 5 条の 8 第 1 項（第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による届出により当該保険料の滞納につき令第 1 条に定める特別の事情があると認められる場合又は当該市町村又は組合が適当と認める場合を除き、当該世帯主に対し限度額適用認定証の返還を求めることができる。この場合における特別の事情に関する届出に係る届書については、第 5 条の 8 第 3 項の規定を準用する。 5 第 7 条の 2（第 3 項ただし書を除く。）及び第 26 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。 6 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第 24 条の 4 に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 3 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	限度額適用認定証の再交付（第 26 条の 3 第 5 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 5 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項・第 6 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の市町村又は組合の認定） 第 27 条の 14 の 2 市町村又は組合は、被保険者が令第 29 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主が保険料を滞納していることを確認した場合（第 5 条の 8 第 1 項の規定により世帯主が届書を提出し、当該世帯主が滞納している保険料につき令第 1 条に定める特別の事情があると認められる場合又は市町村若しくは組合が適当と認める場合を除く。）を除き、有効期限を定めて、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証（以下この条において「限度額適用認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 8 による限度額適用認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 8 の 2 による限度額適用認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号イに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ロに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令

	第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ハに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ニに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ロに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 2 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 3 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ニに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 4 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 3 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。 (2) 限度額適用認定証の有効期限に至つたとき。 4 市町村又は組合は、第 2 項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が、当該認定後に保険料を滞納した場合においては、第 5 条の 8 第 1 項（第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による届出により当該保険料の滞納につき令第 1 条に定める特別の事情があると認められる場合又は当該市町村又は組合が適当と認める場合を除き、当該世帯主に対し限度額適用認定証の返還を求めることができる。この場合における特別の事情に関する届出に係る届書については、第 5 条の 8 第 3 項の規定を準用する。 5 第 7 条の 2（第 3 項ただし書を除く。）及び第 26 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。 6 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第 24 条の 4 に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 3 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	限度額適用認定証の再交付（国民健康保険法施行令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ハ若しくはニ又は第 4 号ハ若しくはニの規定による認定）（第 26 条の 3 第 5 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 4 第 4 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ハ若しくはニ又は第 4 号ハ若しくはニの市町村又は組合の認定） 第 27 条の 14 の 4 市町村又は組合は、被保険者が令第 29 条の 3 第 4 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 5 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期限を定めて、令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ハ若しくはニ又は第 4 号ハ若しくはニの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証（以下この条において「限度額適用認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 8 の 3 による限度額適用認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 8 の 4 による限度額適用認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ハに掲げる者が令第 29 条の 3 第 4 項第 3 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ニに掲げる者が令第 29 条の 3 第 4 項第 4 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ハに掲げる者が令第 29 条の 3 第 5 項第 3 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ニに掲げる者が令第 29 条の 3 第 5 項第 4 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

	(2) 限度額適用認定証の有効期限に至ったとき。 4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。 5 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第24条の4に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき(当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。)は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね3日
備 考	
設 定 日	令和2年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付（第 26 条の 3 第 5 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 5 第 4 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 5 第 4 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホ若しくはへ、第 4 号ホ若しくはへ又は第 5 号ロの市町村又は組合の認定） 第 27 条の 14 の 5 市町村又は組合は、被保険者が令第 29 条の 3 第 4 項第 5 号若しくは第 6 号、第 5 項第 5 号若しくは第 6 号又は第 6 項第 2 号に掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホ若しくはへ、第 4 号ホ若しくはへ又は第 5 号ロの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用・減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 9 による限度額適用・標準負担額減額認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 9 の 2 による限度額適用・標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 4 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号へに掲げる者が令第 29 条の 3 第 4 項第 6 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 5 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 4 号へに掲げる者が令第 29 条の 3 第 5 項第 6 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに掲げる者が令第 29 条の 3 第

	6 項第 2 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。 (2) 限度額適用・減額認定証の有効期限に至つたとき。 4 第 7 条の 2 (第 3 項ただし書を除く。) 及び第 26 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定は、限度額適用・減額認定証について準用する。 5 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第 24 条の 4 に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき (当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。) は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用・減額認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。 6 第 26 条の 5 (第 26 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定は、認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を支払つた場合における被保険者に対する入院時食事療養費、入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、第 26 条の 5 の見出し中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、同条第 1 項中「減額しない額の食事療養標準負担額」とあるのは「減額しない額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、「を入院時食事療養費」とあるのは「又は当該生活療養について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を、それぞれ入院時食事療養費若しくは保険外併用療養費又は入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」と、同条第 2 項中「食事療養を」とあるのは「食事療養又は生活療養を」と、「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養について支払つた生活療養標準負担額」と、同条第 3 項中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と読み替えるものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 3 日
備 考	
設 定 日	令和 2 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	入院時食事・生活療養費の支給（限度額適用・標準負担額減額に関する特例、第 26 条の 5 第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 5 第 6 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 5 第 6 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホ若しくはへ、第 4 号ホ若しくはへ又は第 5 号ロの市町村又は組合の認定） 第 27 条の 14 の 5 市町村又は組合は、被保険者が令第 29 条の 3 第 4 項第 5 号若しくは第 6 号、第 5 項第 5 号若しくは第 6 号又は第 6 項第 2 号に掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホ若しくはへ、第 4 号ホ若しくはへ又は第 5 号ロの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用・減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。 （1） 市町村 様式第 1 号の 9 による限度額適用・標準負担額減額認定証 （2） 組合 様式第 1 号の 9 の 2 による限度額適用・標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 （1） 令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 4 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 3 号へに掲げる者が令第 29 条の 3 第 4 項第 6 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ホに掲げる者が令第 29 条の 3 第 5 項第 5 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第 29 条の 4 第 1 項第 4 号へに掲げる者が令第 29 条の 3 第 5 項第 6 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに掲げる者が令第 29 条の 3 第

	6 項第 2 号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。 (2) 限度額適用・減額認定証の有効期限に至つたとき。 4 第 7 条の 2 (第 3 項ただし書を除く。) 及び第 26 条の 3 第 5 項から第 8 項までの規定は、限度額適用・減額認定証について準用する。 5 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第 24 条の 4 に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき (当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。) は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用・減額認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。 6 第 26 条の 5 (第 26 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定は、認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を支払つた場合における被保険者に対する入院時食事療養費、入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、第 26 条の 5 の見出し中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、同条第 1 項中「減額しない額の食事療養標準負担額」とあるのは「減額しない額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、「を入院時食事療養費」とあるのは「又は当該生活療養について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を、それぞれ入院時食事療養費若しくは保険外併用療養費又は入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」と、同条第 2 項中「食事療養を」とあるのは「食事療養又は生活療養を」と、「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養について支払つた生活療養標準負担額」と、同条第 3 項中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と読み替えるものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 9 0 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別療養証明書の交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 28 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 28 条第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （特別療養給付の申請） 第 28 条 法第 55 条第 1 項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後 10 日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、その者の属する世帯の世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 （1）療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第 48 条第 1 項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。

以下同じ。)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。)を受けていた者の氏名、住所、生年月日及び個人番号並びに当該被保険者であつた者が退職被保険者等であつた場合にあつてはその旨

(2) 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

(3) 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下この号において「基準該当居宅サービス」という。)を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

(4) 現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けている保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地

(5) 被保険者記号・番号

2 前項の規定による申請書が提出されたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特別療養証明書(以下この条において「特別療養証明書」という。)を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険

	者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。 (1) 市町村 様式第2による特別療養証明書 (2) 組合 様式第2の2による特別療養証明書 3 第1項の者(前項ただし書の規定により特別療養証明書が世帯主又は組合員に交付されていない第1項の者を除く。)は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別療養証明書を提出して受けるものとする。 4 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受ける者がその給付又は支給を受けなくなつたときは、その者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、特別療養証明書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 5 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受ける者の氏名又は住所の変更があつたときは、その者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その旨、変更の年月日及び個人番号を記載した届書に特別療養証明書を添えて、5日以内に、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、世帯主又は組合員が第2項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けていない場合には、特別療養証明書を添えることを要しない。 6 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 7 特別療養証明書を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特別療養証明書を添えなければならない。 8 世帯主又は組合員は、特別療養証明書の再交付を受けた後、失つた特別療養証明書を発見したときは、直ちに、発見した特別療養証明書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 9 世帯主又は組合員は、第2項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けていない場合において、令第1条の2(令第25条の2において準用する場合を含む。)に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 世帯主又は組合員の氏名、住所及び個人番号 (2) 保険料を納付することができない理由 10 第5条の8第3項の規定は前項の届出に準用する。 11 市町村又は組合は、第9項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主又は組合員から届書の提出を受けたときは、速やかに、様式第2による特別療養証明書を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	☒ 設定 ☐ 未設定

	7 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	国保年金課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別療養証明書の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行規則第 28 条第 6 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行規則第 28 条第 6 項・第 7 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （特別療養給付の申請） 第 28 条 法第 55 条第 1 項の規定により被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後 10 日以内に、次に掲げる事項を記載した特別療養給付申請書を、その者の属する世帯の世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 （1）療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第 48 条第 1 項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）

以下同じ。)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。)を受けていた者の氏名、住所、生年月日及び個人番号並びに当該被保険者であつた者が退職被保険者等であつた場合に於てはその旨

(2) 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

(3) 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下この号において「基準該当居宅サービス」という。)を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

(4) 現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けている保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地

(5) 被保険者記号・番号

2 前項の規定による申請書が提出されたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特別療養証明書(以下この条において「特別療養証明書」という。)を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険

	者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。 (1) 市町村 様式第2による特別療養証明書 (2) 組合 様式第2の2による特別療養証明書 3 第1項の者（前項ただし書の規定により特別療養証明書が世帯主又は組合員に交付されていない第1項の者を除く。）は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別療養証明書を提出して受けるものとする。 4 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受ける者がその給付又は支給を受けなくなつたときは、その者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、特別療養証明書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 5 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受ける者の氏名又は住所の変更があつたときは、その者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その旨、変更の年月日及び個人番号を記載した届書に特別療養証明書を添えて、5日以内に、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、世帯主又は組合員が第2項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けていない場合には、特別療養証明書を添えることを要しない。 6 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。 7 特別療養証明書を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特別療養証明書を添えなければならない。 8 世帯主又は組合員は、特別療養証明書の再交付を受けた後、失つた特別療養証明書を発見したときは、直ちに、発見した特別療養証明書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 9 世帯主又は組合員は、第2項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けていない場合において、令第1条の2（令第25条の2において準用する場合を含む。）に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 世帯主又は組合員の氏名、住所及び個人番号 (2) 保険料を納付することができない理由 10 第5条の8第3項の規定は前項の届出に準用する。 11 市町村又は組合は、第9項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主又は組合員から届書の提出を受けたときは、速やかに、様式第2による特別療養証明書を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	☒ 設定 ☐ 未設定

	おおむね 3 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害年金等の給付（予防接種による健康被害の救済措置）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	予防接種法第 15 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	予防接種法第 15 条第 1 項、第 16 条 予防接種法施行令第 10 条～第 29 条 予防接種法施行規則第 9 条～第 11 条の 29
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（健康被害の救済措置） 第 15 条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第 17 条に定めるところにより、給付を行う。 2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	健康推進課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	熱中症対策普及団体の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	気候変動適応法第 23 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	気候変動適応法第 23 条第 1 項 気候変動適応法施行規則第 6 条、第 9 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （熱中症対策普及団体） 第 23 条 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であって、第 3 項各号に掲げる事業（以下この条において「熱中症対策普及事業」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体（以下この条及び次条において「普及団体」という。）として指定することができる。 （1） 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。 （2） 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。 （3） 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 （4） 前 3 号に定めるもののほか、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができるものと認められること。 2 市町村長は、前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。 （1） 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であること。 （2） その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から 2 年を経過しない者があること。 3 普及団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

	(1) 熱中症対策について、当該市町村の区域に所在する事業者及び当該市町村の住民に対する啓発活動及び広報活動を行うこと。 (2) 熱中症対策について、当該市町村の住民からの相談に応じ、及び必要な助言を行うこと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における熱中症対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。 4 市町村長は、熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、普及団体に対し、その熱中症対策普及事業に関し報告をさせることができる。 5 市町村長は、普及団体の熱中症対策普及事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該普及団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 6 市町村長は、普及団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。 (1) 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 (2) 前項の規定による命令に違反したとき。 7 普及団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第3項第2号に掲げる事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 8 第1項の規定による指定の手續その他普及団体に関し必要な事項は、環境省令で定める。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標準処理期間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項 ○紀の川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第 4 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕 第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項、第 11 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕 第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	変更：おおむね 3 0 日 廃止：おおむね 1 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	犬の登録及び鑑札の交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	狂犬病予防法第 4 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	狂犬病予防法第 4 条第 1 項 狂犬病予防法施行規則第 3 条、第 4 条、第 5 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（登録） 第 4 条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合にあつては、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。 4 第 1 項及び第 2 項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。 5 第 1 項及び第 2 項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。 6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	犬の予防注射済票の交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	狂犬病予防法第 5 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	狂犬病予防法第 5 条第 1 項 狂犬病予防法施行規則第 11 条、第 12 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（予防注射） 第 5 条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。） は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射 を毎年 1 回受けさせなければならない。 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有 者に注射済票を交付しなければならない。 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定施設の設置の届出受理等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	騒音規制法第 6 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	騒音規制法第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（特定施設の設置の届出） 第 6 条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 工場又は事業場の名称及び所在地 （3） 特定施設の種類ごとの数 （4） 騒音の防止の方法 （5） その他環境省令で定める事項 2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 7 日

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定建設作業の実施の届出受理等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	騒音規制法第 14 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	騒音規制法第 14 条、第 15 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（特定建設作業の実施の届出） 第 14 条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 （3） 特定建設作業の場所及び実施の期間 （4） 騒音の防止の方法 （5） その他環境省令で定める事項 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。 3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定

	おおむね 7 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定施設の設置の届出受理等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	振動規制法第 6 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	振動規制法第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（特定施設の設置の届出） 第 6 条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 工場又は事業場の名称及び所在地 （3） 特定施設の種類及び能力ごとの数 （4） 振動の防止の方法 （5） 特定施設の使用の方法 （6） その他環境省令で定める事項 2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 7 日

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定建設作業の実施の届出受理等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	振動規制法第 14 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	振動規制法第 14 条、第 15 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（特定建設作業の実施の届出） 第 14 条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。 （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 （2） 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 （3） 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間 （4） 振動の防止の方法 （5） その他環境省令で定める事項 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。 3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定

	おおむね 7 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	排水設備の設置の承認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	浄化槽法第 12 条の 10 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	浄化槽法第 12 条の 10 環境省関係浄化槽法施行規則第 9 条の 9
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	浄化槽清掃業の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	浄化槽法第 35 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	浄化槽法第 36 条 環境省関係浄化槽法施行規則第 10 条、第 11 条 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 26 条、第 27 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（許可） 第 35 条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。 3 第 1 項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。 4 市町村長は、第 1 項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	新規：おおむね 6 0 日 更新：おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地域脱炭素化促進事業計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等 に関する省令第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、別表
審 査 基 準	■設定 □未設定 （地域脱炭素化促進事業計画の認定） 第 22 条の 2 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、 地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計 画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交 通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画 （以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計 画（第 21 条第 5 項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条にお いて同じ。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請 することができる。 2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏 名 （2） 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関す る目標を含む。） （3） 地域脱炭素化促進事業の実施期間 （4） 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該 地域脱炭素化促進施設の整備の内容 （5） 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容 （6） 第 4 号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び 面積又は水域の範囲 （7） 第 4 号の整備及び第 5 号の取組を実施するために必要な資金の額及びそ の調達方法 （8） 第 4 号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項 イ 地域の環境の保全のための取組

	ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 (9) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項 3 計画策定市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。 (2) 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 (3) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第2項第4号の整備又は同項第5号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。 (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項又は第11条第1項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事 (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第2条第1項に規定する森林をいう。）を除く。第22条の6第1項において「対象民有林」という。）において行う行為であって、森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事 (3) 保安林において行う行為であって、森林法第34条第1項又は第2項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事 (4) 農地（耕作（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにし、又は農用地（農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、同法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事 (5) 国立公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園をいう。第22条の8において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 環境大臣 (6) 国定公園（自然公園法第2条第3号に規定する国定公園をいう。第22条の8において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 都道府県知事 (7) 河川法（昭和39年法律第167号）第23条の2（同法第100条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録を受けなければならない行為 河川管理者（同法第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県

	知事又は指定都市の長が同条第2項に規定する指定区間内の1級河川（同法第4条第1項に規定する1級河川をいう。）に係る同法第23条の2の登録を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第8項において同じ。） (8) 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。第22条の10第1項において同じ。）を行う行為（申請者が同法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。） 都道府県知事 (9) 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。第22条の10第2項において同じ。）内において行う行為であって、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないもの 都道府県知事 5 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第2項第4号の整備又は同項第5号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。 (1) 前項第1号に掲げる行為 温泉法第4条第1項（同法第11条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第3条第1項又は第11条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。 (2) 前項第2号に掲げる行為 森林法第10条の2第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。 (3) 前項第3号に掲げる行為 森林法第34条第3項若しくは第4項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合又は同条第5項の規定により同条第2項の許可をしなければならない場合に該当すること。 (4) 前項第8号に掲げる行為 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けることができる場合に該当すること。 6 都道府県知事は、第4項第4号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第2項第4号の整備又は同項第5号の取組に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第4項の同意をするものとする。 (1) 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。 (2) 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。 7 環境大臣又は都道府県知事は、第4項第5号又は第6号に掲げる行為（自然公園法第20条第3項の許可に係るものに限る。）に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第2項第4号の整備又は同項第5号の取組に係る行為が、同条第4項の規定により同条第3項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。 8 河川管理者は、第4項第7号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画の協議があった場合において、当該協議に係る第2項第4号の整備に係る行為が、河川法第23条の4の規定により同法第23条の2の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。 9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

	(1) 第4項第1号に掲げる行為（隣接都府県における温泉（温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。）の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。） 環境大臣 (2) 第4項第4号に掲げる行為（当該行為に係る土地に4ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。） 農林水産大臣 10 環境大臣は、前項第1号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。 11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。 (1) 第4項第1号に掲げる行為 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関 (2) 第4項第2号に掲げる行為 都道府県森林審議会 (3) 第4項第4号に掲げる行為 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第13項において同じ。） 12 農業委員会は、前項（第3号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により意見を述べようとするとき（前項の協議に係る同号に掲げる行為が30アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。 13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第11項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。 14 計画策定市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村（次項並びに第65条第6号及び第7号において「指定市町村」という。）である場合における第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「要件」とあるのは「要件及び第6項各号に掲げる要件」と、第4項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第1号から第3号まで及び第5号から第9号まで」とする。 15 第9項及び第11項の規定は、指定市町村である計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（第4項第4号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第3項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第9項中「次の各号」とあるのは「第2号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、第11項中「次の各号」とあるのは「第3号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。 16 計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第24条の2第1項の政令で定める市である場合における第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「要件」とあるのは「要件及び第5項第4号に掲げる要件」と、第4項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第1号から第7号まで」とする。 17 計画策定市町村は、第3項の規定による認定をしたときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知するとともに、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものを公表するものとする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね1年
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地域脱炭素化促進事業計画の変更
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 3 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 2 第 3 項・第 4 項、第 22 条の 3 第 1 項・第 5 項 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第 8 条、第 9 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （地域脱炭素化促進事業計画の変更等） 第 22 条の 3 前条第 3 項の認定を受けた者（以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。）は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 認定地域脱炭素化促進事業者は、前項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならない。 3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第 3 項の認定を取り消すことができる。 （1） 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第 3 項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画（第 1 項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。）に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。 （2） 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第 3 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当しないものとなったとき。 4 計画策定市町村は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。 5 前条第 3 項から第 17 項までの規定は、第 1 項の規定による変更の認定について準用する。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね1年
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課、廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和4年4月1日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	一般廃棄物収集運搬業の許可、許可の更新
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第2項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項～第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5、第4条の6、第4条の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条、第2条の2、第2条の2の2 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条、第18条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （一般廃棄物処理業） 第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 （1） 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 （2） その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （3） その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （4） 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省

	令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第

	5 項第 2 号ハにおいて同じ。) がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 7 前項の許可は、1 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 10 市町村長は、第 6 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 11 第 1 項又は第 6 項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。 12 第 1 項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第 6 項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。 13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。 15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	新規：おおむね60日 更新：おおむね30日
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境衛生課、廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和2年4月1日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項・第10項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6、第4条の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2、第2条の4 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(変更の許可等) 第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。 2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。 3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。 5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和4年4月1日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	一般廃棄物処分業の許可、許可の更新
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項・第7項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号・第6項～第10項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6、第4条の7、第4条の8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の2、第2条の3、第2条の4 ○紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条、第18条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （一般廃棄物処理業） 第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 （1） 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 （2） その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （3） その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （4） 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理

	人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 14 条第 5 項第 2 号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 7 前項の許可は、1 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 10 市町村長は、第 6 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 （1） 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 （2） その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （3） その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 （4） 申請者が第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 11 第 1 項又は第 6 項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。 12 第 1 項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第 6 項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。 13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。 15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。 16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	新規：おおむね 6 0 日 更新：おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	廃棄物対策課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	災害時等の一般廃棄物の処分業者の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 3 第 10 号

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定 （一般廃棄物処分業の許可を要しない者） 第 2 条の 3 法第 7 条第 6 項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 （1） 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者 （2） 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの （3） 削除 （4） 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域処分一般廃棄物」という。）を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域処分一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。） （5） 国（一般廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。） （6） 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。） イ 当該業を行う区域に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の処分について、法第 14 条第 6 項の許可を受けていること。 ロ 当該廃タイヤの処分を行う施設の 1 日当たりの処理能力が 5 トン以上であり、かつ、当該施設について、法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可を受けていること。 ハ 法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ニ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から 5 年を経過しない者に該当しないこと。

	(7) 廃牛脊（せき）柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊（せき）柱のみの処分を業として行う場合に限る。） イ 当該業を行う区域に係る廃牛脊（せき）柱の処分について、法第 14 条第 6 項の許可を受けていること。 ロ 法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から 5 年を経過しない者に該当しないこと。 (8) 環境大臣の委託を受けて災害廃棄物処理特措法第 2 条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第 4 条第 1 項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。） (9) 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第 2 条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分を業として行う者であつて、第 2 条第 13 号イからニまでのいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第 4 条第 1 項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。） (10) 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は市町村長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は市町村長が定める期間に一般廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は市町村長が指定する者（一般廃棄物処理基準又は法第 6 条の 2 第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は市町村長が指定した一般廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐設定 ☒未設定 実際には申請に対する処分ではない
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	進学準備給付金の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	生活保護法第 55 条の 5 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	生活保護法第 55 条の 5 生活保護法施行規則第 18 条の 7、第 18 条の 8、第 18 条の 9
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	社会福祉法人の定款の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 32 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	社会福祉法第 25 条、第 31 条第 1 項、第 32 条 社会福祉法施行規則第 2 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（認可） 第 32 条 所轄庁は、前条第 1 項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第 25 条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
	事例なし
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	評議員会の招集の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 45 条の 9 第 5 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 45 条の 9 第 5 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （評議員会の運営） 第 45 条の 9 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。 3 評議員会は、第 5 項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。 4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。 5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。 （1） 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合 （2） 前項の規定による請求があつた日から 6 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合 6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。 7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。 （1） 第 45 条の 4 第 1 項の評議員会（監事を解任する場合に限る。） （2） 第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の評議員会 （3） 第 45 条の 36 第 1 項の評議員会 （4） 第 46 条第 1 項第 1 号の評議員会 （5） 第 52 条、第 54 条の 2 第 1 項及び第 54 条の 8 の評議員会

	8 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。 9 評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第2号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第45条の19第6項において準用する同法第109条第2項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。 10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条から第183条まで及び第192条の規定は評議員会の招集について、同法第194条の規定は評議員会の決議について、同法第195条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第181条第1項第3号及び第194条第3項第2号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね14日
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	社会福祉法人の定款変更の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 45 条の 36 第 1 項・第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	社会福祉法第 25 条、第 32 条、第 45 条の 36 社会福祉法施行規則第 3 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	第 45 条の 36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第 32 条の規定は、前項の認可について準用する。 4 社会福祉法人は、第 2 項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人の解散の認可又は認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 46 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号・第 3 号・第 2 項 社会福祉法施行規則第 5 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （解散事由） 第 46 条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 （1） 評議員会の決議 （2） 定款に定めた解散事由の発生 （3） 目的たる事業の成功の不能 （4） 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。） （5） 破産手続開始の決定 （6） 所轄庁の解散命令 2 前項第 1 号又は第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定 事例なし

備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人の新設合併の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 54 条の 6

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 54 条の 6
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（新設合併の効力の発生等） 第 54 条の 6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。
	2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
	3 第 32 条の規定は、前項の認可について準用する。
参 考 資 料	【基準】 上記の条文による。
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉充実計画の承認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 55 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 55 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定 （社会福祉充実計画の承認） 第 55 条の 2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第 3 項第 1 号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第 1 号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第 11 項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。 （1） 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額 （2） 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額 2 前項の承認の申請は、第 59 条の規定による届出と同時に行わなければならない。 3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 既存事業（充実する部分に限る。）又は新規事業（以下この条において「社会福祉充実事業」という。）の規模及び内容 （2） 社会福祉充実事業を行う区域（以下この条において「事業区域」という。） （3） 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（第 5 項において「事業費」という。） （4） 第 1 項第 1 号に掲げる額から同項第 2 号に掲げる額を控除して得た額（第 5 項及び第 9 項第 1 号において「社会福祉充実残額」という。） （5） 社会福祉充実計画の実施期間 （6） その他厚生労働省令で定める事項

	4 社会福祉法人は、前項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。 (1) 社会福祉事業又は公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業に限る。） (2) 公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第6項及び第9項第3号において「地域公益事業」という。） (3) 公益事業（前2号に掲げる事業を除く。） 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。 9 所轄庁は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。 (1) 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。 (2) 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。 (3) 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。 (4) その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第2号及び第3号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。 11 第1項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画（次条第1項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第55条の4において「承認社会福祉充実計画」という。）に従つて事業を行わなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定 おおむね14日

備考	
設定日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉充実計画の変更の承認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 55 条の 3 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 55 条の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（社会福祉充実計画の変更） 第 55 条の 3 前条第 1 項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
	2 前条第 1 項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
	3 前条第 3 項から第 10 項までの規定は、第 1 項の変更の申請について準用する。
参 考 資 料	【基準】 上記の条文による。
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 14 日
備 考	

設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	社会福祉充実計画の終了の承認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 55 条の 4

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	社会福祉法第 55 条の 4
審 査 基 準	■設定 □未設定 (社会福祉充実計画の終了) 第 55 条の 4 第 55 条の 2 第 1 項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 14 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	共同募金会の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 114 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 25 条、第 32 条、第 114 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （共同募金会の認可） 第 114 条 第 30 条第 1 項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たっては、第 32 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。 （1） 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。 （2） 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。 （3） 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。 （4） 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	

設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	社会福祉連携推進法人の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 125 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	社会福祉法第 125 条、第 126 条、第 127 条、第 128 条 社会福祉法施行規則第 40 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （社会福祉連携推進法人の認定） 第 125 条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第 127 条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。 （1） 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援 （2） 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第 5 号及び第 6 号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援 （3） 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援 （4） 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの （5） 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修 （6） 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	定款の変更の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 139 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 139 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 (定款の変更等) 第 139 条 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下この章において「認定所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。 3 社会福祉連携推進法人は、第 1 項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。 4 第 34 条の 2 第 3 項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	社会福祉連携推進方針の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 140 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	社会福祉法第 140 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 (社会福祉連携推進方針の変更) 第 140 条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	代表理事の選定及び解職の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 142 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	社会福祉法第 142 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 (代表理事の選定及び解職) 第 142 条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	社会福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人の吸収合併の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	社会福祉法第 50 条第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会福祉法第 25 条、第 32 条、第 50 条 社会福祉法施行規則第 6 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 (吸収合併の効力の発生等) 第 50 条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。 2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。 3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 第 32 条の規定は、前項の認可について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	養護受託者の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	老人福祉法第 11 条 老人福祉法施行令第 7 条 老人福祉法施行規則第 1 条の 7
審 査 基 準	■設定 □未設定 （老人ホームへの入所等） 第 11 条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。 （1） 65 歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。 （2） 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。 （3） 65 歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	被保険者証の交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 12 条第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 3 項 介護保険法施行規則第 26 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （届出等） 第 12 条 第 1 号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。ただし、第 10 条第 4 号に該当するに至ったことにより被保険者の資格を取得した場合（厚生労働省令で定める場合を除く。）については、この限りでない。 2 第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第 1 号被保険者に代わって、当該第 1 号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。 3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。 4 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証を返還しなければならない。 5 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条から第 24 条まで、第 25 条、第 30 条の 46 又は第 30 条の 47 の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第 28 条の 3 の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第 1 項本文の規定による届出があったものとみなす。 6 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者証に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	住所移転後の要介護認定及び要支援認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 36 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 36 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（住所移転後の要介護認定及び要支援認定） 第 36 条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から 14 日以内に、当該他の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第 27 条第 4 項及び第 7 項前段又は第 32 条第 3 項及び第 6 項前段の規定にかかわらず、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 4 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	居宅介護サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 41 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 41 条第 1 項・第 2 項・第 4 項 介護保険法施行規則第 61 条、第 62 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （居宅介護サービス費の支給） 第 41 条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 3 指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証を提示して、当該指定居宅サービスを受けるものとする。 4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護

	及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の 100 分の 90 に相当する額 (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の 100 分の 90 に相当する額 5 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。 6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき（当該居宅要介護被保険者が第 46 条第 4 項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者に支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。 7 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス費の支給があったものとみなす。 8 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。 9 市町村は、指定居宅サービス事業者から居宅介護サービス費の請求があったときは、第 4 項各号の厚生労働大臣が定める基準及び第 74 条第 2 項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。 10 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。 11 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。 12 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス費の支給及び指定居宅サービス事業者の居宅介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね30日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地域密着型介護サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 42 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 42 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項・第 5 項 介護保険法施行規則第 65 条の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定 （地域密着型介護サービス費の支給） 第 42 条の 2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。 2 地域密着型介護サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、要介護状態区分、当該指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。次条第 2 項において同じ。）に要する費用については、食事の提供に要する費用、宿泊に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準

	により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額 (2) 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護 これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、当該指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護に要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額 (3) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 これらの地域密着型サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額 3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。 4 市町村は、第2項各号の規定にかかわらず、地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、当該市町村（施設所在市町村の長が第1項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあっては、施設所在市町村）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。 5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。 6 要介護被保険者が指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けたとき（当該要介護被保険者が第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該要介護被保険者が当該指定地域密着型サービス事業者に支払うべき当該指定地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型介護サービス費として当該要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該指定地域密着型サービス事業者を支払うことができる。 7 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し地域密着型介護サービス費の支給があったものとみなす。 8 市町村は、指定地域密着型サービス事業者から地域密着型介護サービス費の請求があったときは、第2項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第4項の規

	定により市町村（施設所在市町村の長が第 1 項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の請求にあつては、施設所在市町村）が定める額及び第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第 1 項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の請求にあつては、施設所在市町村）が定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。 9 第 41 条第 2 項、第 3 項、第 10 項及び第 11 項の規定は地域密着型介護サービス費の支給について、同条第 8 項の規定は指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護サービス費の支給及び指定地域密着型サービス事業者の地域密着型介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね 30 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	居宅介護福祉用具購入費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 44 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 8 条第 13 項、第 8 条の 2 第 11 項、第 44 条 介護保険法施行令第 17 条 介護保険法施行規則第 70 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 83 条第 2 項 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働 大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平 成 11 年厚生省告示第 94 号）
審 査 基 準	■設定 □未設定 （居宅介護福祉用具購入費の支給） 第 44 条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サ ービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売 される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅 介護福祉用具購入費を支給する。 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が 必要と認める場合に限り、支給するものとする。 3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用 の額の 100 分の 90 に相当する額とする。 4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購 入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居 宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めると ころにより算定した額の 100 分の 90 に相当する額を超えることができない。 5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働 省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚 生労働大臣が定める額とする。 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第 4 項の 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該 市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。 7 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第 4 項に規定する総額が同項 に規定する 100 分の 90 に相当する額を超える場合における当該居宅介護福祉 用具購入費の額は、第 3 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算

	定した額とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	紀の川市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い実施要綱
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 70 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	居宅介護住宅改修費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 45 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 45 条 介護保険法施行令第 18 条 介護保険法施行規則第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 83 条第 2 項 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成 11 年厚生省告示第 95 号） 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第 45 条第 4 項の規定により算定する額（平成 12 年厚生省告示第 39 号）
審 査 基 準	■設定 □未設定 （居宅介護住宅改修費の支給） 第 45 条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。 2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の 100 分の 90 に相当する額とする。 4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の 100 分の 90 に相当する額を超えない。 5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第 4 項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。 7 居宅介護住宅改修費を支給することにより第 4 項に規定する総額が同項に規定する 100 分の 90 に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第 3 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

	8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 9 第 24 条第 3 項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第 4 項の規定は前項の規定による権限について準用する。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	紀の川市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い実施要綱
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 70 日
備 考	
設 定 日	令和 2 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	居宅介護サービス計画費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 46 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 41 条第 2 項、第 46 条第 1 項・第 2 項・第 7 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（居宅介護サービス計画費の支給） 第 46 条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。 2 居宅介護サービス計画費の額は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額とする。）とする。 3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。 4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき（当該居宅要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者を支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者を支払うことができる。 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス計画費の支給があったものとみなす。 6 市町村は、指定居宅介護支援事業者から居宅介護サービス計画費の請求があったときは、第 2 項の厚生労働大臣が定める基準及び第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（指定居宅介護支援の取扱いに関

	する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。 8 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者の居宅介護サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね30日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	施設介護サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 48 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 48 条第 1 項・第 2 項 介護保険法施行規則第 79 条、第 80 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （施設介護サービス費の支給） 第 48 条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。 （1） 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。） （2） 介護保健施設サービス （3） 介護医療院サービス 2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）の 100 分の 90 に相当する額とする。 3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。 4 要介護被保険者が、介護保険施設から指定施設サービス等を受けたときは、市町村は、当該要介護被保険者が当該介護保険施設に支払うべき当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費として当該要介護被保

	険者に支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該介護保険施設に支払うことができる。 5 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者に対し施設介護サービス費の支給があったものとみなす。 6 市町村は、介護保険施設から施設介護サービス費の請求があったときは、第2項の厚生労働大臣が定める基準及び第88条第2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）、第97条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第111条第3項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第8項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 前各項に規定するもののほか、施設介護サービス費の支給及び介護保険施設の施設介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね30日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	居宅介護サービス費等の額の特例
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 50 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 50 条 介護保険法施行規則第 83 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（居宅介護サービス費等の額の特例） 第 50 条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 80」とあるのは、「100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第 2 項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 70 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 60 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	高額介護サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 51 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 51 条 介護保険法施行令第 22 条の 2 の 2 介護保険法施行規則第 83 条の 2、第 83 条の 3、第 83 条の 4
審 査 基 準	■設定 □未設定 （高額介護サービス費の支給） 第 51 条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額（次条第 1 項において「介護サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。 2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね 3 0 日

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	高額医療合算介護サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 51 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 51 条の 2 介護保険法施行令第 22 条の 3 介護保険法施行規則第 83 条の 4 の 2、第 83 条の 4 の 3、第 83 条の 4 の 4
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（高額医療合算介護サービス費の支給） 第 51 条の 2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第 1 項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第 115 条第 1 項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。 2 前条第 2 項の規定は、高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね 3 0 日
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定入所者介護サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 51 条の 3 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 51 条の 3 第 1 項・第 2 項・第 6 項 介護保険法施行規則第 83 条の 5、第 83 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（特定入所者介護サービス費の支給） 第 51 条の 3 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第 1 項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第 1 項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。 （1） 指定介護福祉施設サービス （2） 介護保健施設サービス （3） 介護医療院サービス （4） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （5） 短期入所生活介護 （6） 短期入所療養介護
	2 特定入所者介護サービス費の額は、第 1 号に規定する額及び第 2 号に規定する額の合計額とする。 （1） 特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第 2 項において「食費の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第 2 項において「食

	費の負担限度額」という。)を控除した額 (2) 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設 の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現 に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費 用の額とする。以下この条及び次条第2項において「居住費の基準費用額」 という。)から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大 臣が定める額(以下この条及び次条第2項において「居住費の負担限度額」 という。)を控除した額 3 厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は居住費の 基準費用額若しくは居住費の負担限度額を定めた後に、特定介護保険施設等 における食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用の状況その他の事情が 著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。 4 特定入所者が、特定介護保険施設等から特定介護サービスを受けたときは、 市町村は、当該特定入所者が当該特定介護保険施設等に支払うべき食事の提供 に要した費用及び居住等に要した費用について、特定入所者介護サービス費と して当該特定入所者に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代 わり、当該特定介護保険施設等に支払うことができる。 5 前項の規定による支払があったときは、特定入所者に対し特定入所者介護サ ービス費の支給があったものとみなす。 6 市町村は、第1項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護保険施設等 に対し、食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用として、食費の基準費 用額又は居住費の基準費用額(前項の規定により特定入所者介護サービス費の 支給があったものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は 居住費の負担限度額)を超える金額を支払った場合には、特定入所者介護サ ービス費を支給しない。 7 市町村は、特定介護保険施設等から特定入所者介護サービス費の請求があつ たときは、第1項、第2項及び前項の定めにも照らして審査の上、支払うものと する。 8 第41条第3項、第10項及び第11項の規定は特定入所者介護サービス費の支 給について、同条第8項の規定は特定介護保険施設等について準用する。この 場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 9 前各項に規定するもののほか、特定入所者介護サービス費の支給及び特定介 護保険施設等の特定入所者介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生 労働省令で定める。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね30日
備 考	

設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護予防サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 53 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 52 条、第 53 条第 1 項・第 2 項 介護保険法施行規則第 62 条、第 83 条の 9、第 84 条、第 85 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（介護予防サービス費の支給） 第 53 条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第 58 条第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 2 介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与 これらの介護予防サービスの種類ごとに、当該介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービスの内容、当該指定介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用（介護予防通所リハビリテーショ

	ンに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額 （2） 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 これらの介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額 3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。 4 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービス事業者に支払うべき当該指定介護予防サービスに要した費用について、介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防サービス事業者を支払うことができる。 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス費の支給があったものとみなす。 6 市町村は、指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス費の請求があったときは、第2項各号の厚生労働大臣が定める基準並びに第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、介護予防サービス費の支給について、同条第8項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス費の支給及び指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね30日

備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地域密着型介護予防サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 54 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 54 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 4 項 介護保険法施行規則第 85 条の 2、第 85 条の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（地域密着型介護予防サービス費の支給） 第 54 条の 2 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者（以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。）に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第 58 条第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。
	2 地域密着型介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービスの内容、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が

現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 これらの地域密着型介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型介護予防サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、第2項各号の規定にかかわらず、地域密着型介護予防サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護予防サービス費の額に代えて、当該市町村（施設所在市町村の長が第1項本文の指定をした指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の額にあっては、施設所在市町村）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額とすることができる。

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払うべき当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用について、地域密着型介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し地域密着型介護予防サービス費の支給があったものとみなす。

8 市町村は、指定地域密着型介護予防サービス事業者から地域密着型介護予防サービス費の請求があったときは、第2項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第4項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第1項本文の指定をした指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の請求にあっては、施設所在市町村）が定める額並びに第115条の14第2項又は第5項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第1項本文の指定をした指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の請求にあっては、施設所在市町村）が定める指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び

	運営に関する基準（指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。 9 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は地域密着型介護予防サービス費の支給について、同条第8項の規定は指定地域密着型介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護予防サービス費の支給及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の地域密着型介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね30日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護予防福祉用具購入費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 56 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 8 条第 13 項、第 8 条の 2 第 11 項、第 56 条 介護保険法施行令第 26 条 介護保険法施行規則第 89 条、第 90 条、第 91 条、第 92 条、第 97 条第 2 項 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 94 号）
審 査 基 準	■設定 □未設定 （介護予防福祉用具購入費の支給） 第 56 条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。 2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 3 介護予防福祉用具購入費の額は、現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の 100 分の 90 に相当する額とする。 4 居宅要支援被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定介護予防福祉用具につき支給する介護予防福祉用具購入費の額の総額は、介護予防福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の 100 分の 90 に相当する額を超えることができない。 5 前項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定介護予防福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第 4 項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。 7 介護予防福祉用具購入費を支給することにより第 4 項に規定する総額が同項に規定する 100 分の 90 に相当する額を超える場合における当該介護予防福祉

	用具購入費の額は、第３項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	紀の川市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い実施要綱
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね７０日
備 考	
設 定 日	令和５年３月３１日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護予防住宅改修費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 57 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 57 条 介護保険法施行令第 27 条 介護保険法施行規則第 93 条、第 94 条、第 95 条、第 97 条第 2 項 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成 11 年厚生省告示第 95 号）
審 査 基 準	■設定 □未設定 （介護予防住宅改修費の支給） 第 57 条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 3 介護予防住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の 100 分の 90 に相当する額とする。 4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する介護予防住宅改修費の額の総額は、介護予防住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の 100 分の 90 に相当する額を超えない。 5 前項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第 4 項の介護予防住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防住宅改修費支給限度基準額とすることができる。 7 介護予防住宅改修費を支給することにより第 4 項に規定する総額が同項に規定する 100 分の 90 に相当する額を超える場合における当該介護予防住宅改修費の額は、第 3 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。 8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出

	若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 9 第 24 条第 3 項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第 4 項の規定は前項の規定による権限について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	紀の川市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い実施要綱
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 70 日
備 考	
設 定 日	令和 2 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護予防サービス計画費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 58 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 41 条第 2 項、第 58 条第 1 項・第 2 項・第 7 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（介護予防サービス計画費の支給） 第 58 条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。 2 介護予防サービス計画費の額は、指定介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防支援に要した費用の額とする。）とする。 3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。 4 居宅要支援被保険者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防支援事業者を支払うべき当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防支援事業者に支払うことができる。 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス計画費の支給があったものとみなす。 6 市町村は、指定介護予防支援事業者から介護予防サービス計画費の請求があったときは、第 2 項の厚生労働大臣が定める基準並びに第 115 条の 24 第 2 項に

	規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス計画費の支給及び指定介護予防支援事業者の介護予防サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね30日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護予防サービス費等の額の特例
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 60 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 60 条 介護保険法施行規則第 97 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（介護予防サービス費等の額の特例） 第 60 条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 80」とあるのは、「100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第 1 項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第 2 項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 70 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 60 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	高額介護予防サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 61 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 61 条 介護保険法施行令第 29 条の 2 の 2 介護保険法施行規則第 97 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定 （高額介護予防サービス費の支給） 第 61 条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額（次条第 1 項において「介護予防サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。 2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね 3 0 日

備考	
設定日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	高額医療合算介護予防サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 61 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 61 条の 2 介護保険法施行令第 22 条の 3、第 29 条の 3 介護保険法施行規則第 83 条の 4 の 2、第 83 条の 4 の 3、第 83 条の 4 の 4、第 97 条の 2 の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定 （高額医療合算介護予防サービス費の支給） 第 61 条の 2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額（前条第 1 項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第 115 条第 1 項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。 2 前条第 2 項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね 3 0 日

備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定入所者介護予防サービス費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 61 条の 3 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 61 条の 3 第 1 項・第 2 項・第 6 項 介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 97 条の 3、第 97 条の 4
審 査 基 準	■設定 □未設定 （特定入所者介護予防サービス費の支給） 第 61 条の 3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス（以下この条及び次条第 1 項において「特定介護予防サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者（以下この条及び次条第 1 項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者（以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。）における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第 37 条第 1 項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 （1） 介護予防短期入所生活介護 （2） 介護予防短期入所療養介護 2 特定入所者介護予防サービス費の額は、第 1 号に規定する額及び第 2 号に規定する額の合計額とする。 （1） 特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第 2 項において「食費の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第 2 項において「食費の負担限度額」という。）を控除した額 （2） 特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該滞在に要した費用の額を超えるときは、当該現に滞在に要し

	た費用の額とする。以下この条及び次条第２項において「滞在費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第２項において「滞在費の負担限度額」という。）を控除した額 ３ 厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は滞在費の基準費用額若しくは滞在費の負担限度額を定めた後に、特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する費用又は滞在に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。 ４ 特定入所者が、特定介護予防サービス事業者から特定介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該特定入所者が当該特定介護予防サービス事業者に支払うべき食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費として当該特定入所者に対し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、当該特定介護予防サービス事業者に支払うことができる。 ５ 前項の規定による支払があったときは、特定入所者に対し特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなす。 ６ 市町村は、第１項の規定にかかわらず、特定入所者が特定介護予防サービス事業者に対し、食事の提供に要する費用又は滞在に要する費用として、食費の基準費用額又は滞在費の基準費用額（前項の規定により特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は滞在費の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所者介護予防サービス費を支給しない。 ７ 市町村は、特定介護予防サービス事業者から特定入所者介護予防サービス費の請求があったときは、第１項、第２項及び前項の定めにも照らして審査の上、支払うものとする。 ８ 第４１条第３項、第１０項及び第１１項の規定は特定入所者介護予防サービス費の支給について、同条第８項の規定は特定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ９ 前各項に規定するもののほか、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特定介護予防サービス事業者の特定入所者介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険団体連合会から請求のあった日からおおむね３０日
備 考	
設 定 日	令和５年３月３１日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定地域密着型サービス事業者の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 78 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 78 条の 2 第 1 項・第 4 項・第 6 項 介護保険法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 35 条の 4 介護保険法施行規則第 131 条の 2 の 2～第 131 条の 8 の 2 ○紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 (指定地域密着型サービス事業者の指定) 第 78 条の 2 第 42 条の 2 第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が 29 人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第 78 条の 13 第 1 項及び第 78 条の 14 第 1 項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。 2 市町村長は、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第 118 条第 2 項第 1 号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第 1 項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入

居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

（1）申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

（2）当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

（3）申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

（4）当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。

（4）の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（5）申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（5）の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（5）の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

（6）申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該

当する場合を除く。

(6)の2 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6)の3 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(7) 申請者が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7)の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

- (9) 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (10) 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
- 6 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第1号の2、第1号の3、第3号の2及び第3号の4から第5号までを除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしないことができる。
- (1) 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (1)の2 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (1)の3 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消の日

から起算して5年を経過していないとき。

(2) 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(2)の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(2)の3 第2号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(3)の2 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(3)の3 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。

(3)の4 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。

(4) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第1項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号及び次号イにおいて「日常生活圏域」という。）における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第1項の規定により当該市町村が定める市町村

介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

- (5) 地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第1項の申請があった場合において、第42条の2第1項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（イにおいて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当し、かつ、当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めるとき。

イ 当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス（地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の種類ごとの量が、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。

ロ その他第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。

- 7 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第4号若しくは第5号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 9 第1項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第4項第4号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。
- 10 前項の規定により第4項第4号の規定が適用されない場合であって、第1項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第42条の2第1項本文の指定があったものとみなす。
- (1) 所在地市町村長が第42条の2第1項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時
- (2) 所在地市町村長による第42条の2第1項本文の指定がされているとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第1項の申請を受けた時
- 11 第78条の10の規定による所在地市町村長による第42条の2第1項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第78条の12において準用する第70条の2第1項若しくは第78条の15第1項若しくは第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による第42条の2第1項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第42条の2第1項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	・紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・紀の川市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 90 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新（第 70 条の 2 第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 78 条の 12

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 70 条の 2、第 78 条の 2 第 1 項・第 4 項・第 6 項 介護保険法施行規則第 131 条の 2 の 2～第 131 条の 8 の 2 ○紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（準用） 第 78 条の 12 第 70 条の 2、第 71 条及び第 72 条の規定は、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定について準用する。この場合において、第 70 条の 2 第 4 項中「前条」とあるのは、「第 78 条の 2」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	・紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・紀の川市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 78 条の 13 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 78 条の 13 第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（公募指定） 第 78 条の 13 市町村長は、第 117 条第 1 項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第 2 項第 1 号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）中は、当該見込量の確保のため公募により第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域（以下「市町村長指定区域」という。）に所在する事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。 2 市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定については、第 78 条の 2 の規定は適用しない。 3 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第 78 条の 2 第 1 項の指定の申請であって、当該市町村長指定期間の開始の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。 4 前項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定居宅介護支援事業者の指定（更新を含む。）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 79 条第 1 項、第 79 条の 2

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 79 条第 1 項、第 79 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定 （指定居宅介護支援事業者の指定） 第 79 条 第 46 条第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 46 条第 1 項の指定をしてはならない。 （1） 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。 （2） 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。 （3） 申請者が、第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。 （3）の 2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 （4） 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 （4）の 2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 （4）の 3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 （5） 申請者が、第 84 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を

取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(5) の 2 申請者と密接な関係を有する者が、第 84 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6) 申請者が、第 84 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 82 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(6) の 2 申請者が、第 83 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 84 条第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 82 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(6) の 3 第 6 号に規定する期間内に第 82 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(7) 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第 3 号の 2 から第 5 号まで又は第 6 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(9) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第 3 号の 2 から第 5 号まで又は第 6 号から第 7 号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 市町村が前項第 1 号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

	(指定の更新) 第 79 条の 2 第 46 条第 1 項の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	・紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 ・紀の川市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する要綱
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 12 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 12 第 1 項・第 2 項・第 4 項 介護保険法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 35 条の 4 介護保険法施行規則第 140 条の 24、第 140 条の 25、第 140 条の 26 ○紀の川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める条例第 3 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定） 第 115 条の 12 第 54 条の 2 第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。 （1） 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。 （2） 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第 115 条の 14 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。 （3） 申請者が、第 115 条の 14 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- (4)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の2 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算し

て5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(7) 申請者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7)の2 前号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(9) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(10) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(11) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

(12) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしないことができる。

(1) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

(1)の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に

限る。)が、第 115 条の 19 第 2 号から第 5 号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。

(1)の 3 申請者と密接な関係を有する者が、第 115 条の 19 第 2 号から第 5 号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。

(2) 申請者が、第 115 条の 19 第 2 号から第 5 号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(2)の 2 申請者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 115 条の 19 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(2)の 3 第 2 号に規定する期間内に第 115 条の 15 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第 1 号又は前 3 号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(4) 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第 1 号の 2 又は第 2 号から第 2 号の 3 までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(5) 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第 1 号又は第 2 号から第 2 号の 3 までのいずれかに該当する者であるとき。

(6) 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第 1 号の 2 又は第 2 号から第 2 号の 3 までのいずれかに該当する者であるとき。

5 市町村長は、第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 市町村長は、第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

7 第 78 条の 2 第 9 項から第 11 項までの規定は、第 54 条の 2 第 1 項本文の指定

	について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	・紀の川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 ・紀の川市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね90日
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（第 70 条の 2 第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 21

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 70 条の 2、第 115 条の 12 第 1 項・第 2 項・第 4 項 介護保険法施行規則第 140 条の 24、第 140 条の 25、第 140 条の 26 ○紀の川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める条例第 3 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（準用） 第 115 条の 21 第 70 条の 2 の規定は、第 54 条の 2 第 1 項本文の指定について準 用する。この場合において、第 70 条の 2 第 4 項中「前条」とあるのは、「第 115 条の 12」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	・紀の川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める条例 ・紀の川市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス 事業所の指定等に関する要綱
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	

設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	第一号事業支給費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 5 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 5 項 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項、第 140 条の 63 の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（指定事業者による第 1 号事業の実施） 第 115 条の 45 の 3 市町村は、第 1 号事業（第 1 号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第 1 号事業を行う事業所により行われる当該第 1 号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第 1 号事業に要した費用について、第 1 号事業支給費を支給することにより行うことができる。 2 前項の第 1 号事業支給費（以下「第 1 号事業支給費」という。）の額は、第 1 号事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とする。 3 居宅要支援被保険者等が、指定事業者の当該指定に係る第 1 号事業を行う事業所により行われる当該第 1 号事業を利用したときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者に支払うべき当該第 1 号事業に要した費用について、第 1 号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。 4 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者等に対し第 1 号事業支給費の支給があったものとみなす。 5 市町村は、指定事業者から第 1 号事業支給費の請求があったときは、厚生労働省令で定めるところにより審査した上、支払うものとする。 6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。 7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 国民健康保険連合会から請求のあったものについては請求のあった日からおおむね30日。 紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業委託契約にかかるものについては請求のあった日からおおむね60日。
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	第一号事業を行う指定事業者の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 5 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 5、第 140 条の 63 の 6
審 査 基 準	■設定 □未設定 (指定事業者の指定) 第 115 条の 45 の 5 第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定（第 115 条の 45 の 7 第 1 項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第 1 号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第 1 号事業を行う事業所ごとに行う。 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第 1 号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	第一号事業を行う指定事業者の指定の更新
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 6 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法第 115 条の 45 の 5、第 115 条の 45 の 6 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 5、第 140 条の 63 の 6、第 140 条の 63 の 7
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（指定の更新） 第 115 条の 45 の 6 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	

設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個 票 情 報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	被保険者証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 27 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 27 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （被保険者証の再交付及び返還） 第 27 条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第 1 号に掲げる事項（第 2 号に掲げる書類を提示する場合には、第 1 号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 （1） 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ 個人番号 ハ 再交付申請の理由 （2） 氏名及び生年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 個人番号カード（番号利用法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「番号利用法施行規則」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる書類（介護保険の被保険者証を除く。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち 2 以上の書類 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

	3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね1日
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	負担割合証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 28 条の 2 第 4 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 28 条の 2 第 4 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（負担割合証の交付等） 第 28 条の 2 市町村は、要介護被保険者（法第 41 条第 1 項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第 1 号の 2 による利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。 2 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、遅滞なく、負担割合証を市町村に返還しなければならない。 （1） 負担割合証に記載された利用者負担の割合が変更されたとき。 （2） 負担割合証の有効期限に至ったとき。 3 前条の規定は、負担割合証の検認及び更新について準用する。この場合において、同条第 2 項中「第 1 号被保険者及び被保険者証の交付を受けている第 2 号被保険者（以下「被保険者証交付済被保険者」という。）」とあるのは、「要介護被保険者又は居宅要支援被保険者」とする。 4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第 1 号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第 2 号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。 （1） 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ 個人番号又は被保険者証の番号 ハ 再交付申請の理由 （2） 個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 個人番号カード又は番号利用法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる書

	類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち2以上の書類 5 負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。 6 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証の再交付を受けた後、失った負担割合証を発見したときは、直ちに、発見した負担割合証を市町村に返還しなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね1日
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定入所者介護サービス費に係る負担限度額の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 83 条の 5、第 83 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定） 第 83 条の 6 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 （1） 前条各号のいずれかに該当する旨 （2） 氏名、生年月日、住所及び個人番号 （3） 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地 （4） 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日 （5） 被保険者証の番号 （6） 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別 2 前項の申請書には、同項第 1 号及び第 4 号に掲げる事項を証する書類並びに前条第 1 号イからホまで又は第 4 号ロに掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 3 第 1 項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。 4 市町村は、第 1 項の申請に基づき、認定を行ったときは、様式第 1 号の 2 の 2 による認定証（以下「認定証」という。）を、当該認定を行った要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。 5 認定を受けた要介護被保険者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。

	(1) 前条各号のいずれにも該当しなくなったとき。 (2) 認定証の有効期限に至ったとき。 6 第28条の規定は、認定証の検認及び更新について準用する。 7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項（第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 (1) 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ 個人番号 ハ 再交付申請の理由 (2) 個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 個人番号カード又は番号利用法施行規則第1条第1項第1号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち2以上の書類 8 認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならない。 9 要介護被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。 10 認定を受けた要介護被保険者に係る第29条、第30条及び第32条の規定による届書には、当該届出に係る被保険者証及び負担割合証に加えて、当該要介護被保険者に係る認定証を添えなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定 おおむね30日
備 考	
設 定 日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定入所者の負担限度額認定証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 7 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 7 項・第 8 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定） 第 83 条の 6 前条の規定による市町村の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 （１） 前条各号のいずれかに該当する旨 （２） 氏名、生年月日、住所及び個人番号 （３） 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあつては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地 （４） 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日 （５） 被保険者証の番号 （６） 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあつては、当該給付の種別 2 前項の申請書には、同項第 1 号及び第 4 号に掲げる事項を証する書類並びに前条第 1 号イからホまで又は第 4 号ロに掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 3 第 1 項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。 4 市町村は、第 1 項の申請に基づき、認定を行ったときは、様式第 1 号の 2 の 2 による認定証（以下「認定証」という。）を、当該認定を行った要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。 5 認定を受けた要介護被保険者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、認定証を市町村に返還しなければならない。

	(1) 前条各号のいずれにも該当しなくなったとき。 (2) 認定証の有効期限に至ったとき。 6 第 28 条の規定は、認定証の検認及び更新について準用する。 7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第 1 号に掲げる事項（第 2 号に掲げる書類を提示する場合には、第 1 号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 (1) 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ 個人番号 ハ 再交付申請の理由 (2) 個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 個人番号カード又は番号利用法施行規則第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち 2 以上の書類 8 認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その認定証を添えなければならない。 9 要介護被保険者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市町村に返還しなければならない。 10 認定を受けた要介護被保険者に係る第 29 条、第 30 条及び第 32 条の規定による届書には、当該届出に係る被保険者証及び負担割合証に加えて、当該要介護被保険者に係る認定証を添えなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 1 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定入所者介護予防サービス費に係る負担限度額の認定（第 83 条の 6 第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 97 条の 4

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 97 条の 3、第 97 条の 4
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（準用） 第 97 条の 4 第 83 条の 6 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号並びに第 2 項から第 10 項まで、第 83 条の 7 並びに第 83 条の 8 の規定は、特定入所者介護予防サービス費について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 省略
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定入所者介護予防サービス費に係る負担限度額認定証の再交付（第 83 条の 6 第 7 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 97 条の 4

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 97 条の 4
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（準用） 第 97 条の 4 第 83 条の 6 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号並びに第 2 項から第 10 項まで、第 83 条の 7 並びに第 83 条の 8 の規定は、特定入所者介護予防サービス費について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 省略
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	要介護旧措置入所者における特定入所者介護サービス費に係る負担限度額の認定（第 83 条の 6 第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 172 条の 2

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 172 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（施行法第 13 条第 5 項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者） 第 172 条の 2 第 83 条の 5、第 83 条の 6（第 1 項第 6 号を除く。）、第 83 条の 7 及び第 83 条の 8 の規定は、施行法第 13 条第 5 項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第 3 項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 省略
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	要介護旧措置入所者における負担限度額認定証の再交付（第 83 条の 6 第 7 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 172 条の 2

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 7 項・第 8 項、第 172 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（施行法第 13 条第 5 項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者） 第 172 条の 2 第 83 条の 5、第 83 条の 6（第 1 項第 6 号を除く。）、第 83 条の 7 及び第 83 条の 8 の規定は、施行法第 13 条第 5 項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第 3 項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 省略
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	高齢介護課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	要介護旧措置入所者における特定入所者介護サービス費の特例支給（第 83 条の 8 第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	介護保険法施行規則第 172 条の 2

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	介護保険法施行規則第 83 条の 8、第 172 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（施行法第 13 条第 5 項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者） 第 172 条の 2 第 83 条の 5、第 83 条の 6（第 1 項第 6 号を除く。）、第 83 条の 7 及び第 83 条の 8 の規定は、施行法第 13 条第 5 項の厚生労働省令で定める要介 護旧措置入所者（同条第 3 項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について 準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 表 省略
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給決定（通所給付決定）、通所給付決定の変更
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 1 項、第 21 条の 5 の 8 第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 2、第 21 条の 5 の 3、第 21 条の 5 の 4 第 1 項・第 3 項、第 21 条の 5 の 5、第 21 条の 5 の 6 第 1 項、第 21 条の 5 の 7 第 1 項～第 8 項、第 21 条の 5 の 8、第 21 条の 5 の 11 児童福祉法施行令第 24 条、第 25 条、第 25 条の 2 児童福祉法施行規則第 18 条の 2～第 18 条の 5 の 3、第 18 条の 6 第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 18 条の 10、第 18 条の 12、第 18 条の 14～第 18 条の 17、第 18 条の 20、第 18 条の 21、第 18 条の 25
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	高額障害児通所給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 12 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 12 児童福祉法施行令第 25 条の 5、第 25 条の 6 児童福祉法施行規則第 18 条の 26 児童福祉法第 21 条の 5 の 12 第 1 項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 222 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 13 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 13
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	肢体不自由児通所医療費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 29 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 29 第 1 項・第 2 項 児童福祉法施行令第 25 条の 13 児童福祉法施行規則第 18 条の 41
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害児相談支援給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項・第 2 項・第 5 項 児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 3 第 1 項・第 2 項、第 25 条の 26 の 4 第 1 項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号） 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特例障害児相談支援給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 27 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条の 27 第 1 項・第 2 項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号） 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定障害児相談支援事業者の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 28 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項、第 24 条の 28 児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 6 第 1 項・第 2 項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔指定障害児相談支援事業者の指定〕 第 24 条の 28 第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 18 項に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所（以下「障害児相談支援事業所」という。）ごとに行う。 ② 第 21 条の 5 の 15 第 3 項（第 4 号、第 11 号及び第 14 号を除く。）の規定は、第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定障害児相談支援事業者の指定の更新
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 29 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項、第 24 条の 29 児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 6 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔指定の更新〕 第 24 条の 29 第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 ② 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 ③ 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 ④ 前条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害児福祉手当の受給資格の認定
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 19 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 2 項、第 17 条、第 18 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条第 1 項、第 1 条の 2、第 6 条、別表第 1
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 2 0 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害児福祉手当の受給資格の再認定（第 5 条第 2 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 17 条、第 18 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条第 1 項、第 1 条の 2、第 6 条、別表第 1
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別障害者手当の受給資格の再認定（第 5 条第 2 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 3 項、第 5 条第 2 項、第 26 条の 2、第 26 条の 3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条第 2 項、別表第 1、別表第 2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 14 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別障害者手当の受給資格の認定（第 19 条準用）
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 3 項、第 19 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条第 2 項、別表第 1、別表第 2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 14 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 2 0 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護給付費等の支給決定
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 21 条、第 22 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（介護給付費等の支給決定） 第 19 条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。 2 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 前項の規定にかかわらず、第 29 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法第 16 条第 1 項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第 5 条第 1 項若しくは第 6 項の主務省令で定める施設に入所している障害者、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第 3 項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第 30 条第 1 項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している障害者、介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設（以下この項及び次項において「介護保険特定施設」という。）に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設（以下この項及び次項において「介護保険施設」という。）に入所している障害者及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により入所措置が採られて同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム（以下この項において「養護老人ホーム」という。）に入所している障害者（以下この項において「特定施設入所等障害者」と総称する。）については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、第 5 条第 1 項若しくは第 6 項の主務省令で定める施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設、介護保険特

	定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム（以下「特定施設」という。）への入所又は入居の前に有した居住地（継続して２以上の特定施設に入所又は入居をしている特定施設入所等障害者（以下この項において「継続入所等障害者」という。）については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地）の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所又は入居の前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所等障害者については、入所又は入居におけるその者の所在地（継続入所等障害者については、最初に入所又は入居をした特定施設の入所又は入居の前に有した所在地）の市町村が、支給決定を行うものとする。 ４ 前２項の規定にかかわらず、児童福祉法第２４条の２第１項若しくは第２４条の２第１項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第２７条第１項第３号若しくは第２項の規定により措置（同法第３１条第５項の規定により同法第２７条第１項第３号又は第２項の規定による措置とみなされる場合を含む。）が採られて第５条第１項の主務省令で定める施設に入所していた障害者等が、継続して、第２９条第１項若しくは第３０条第１項の規定により介護給付費等の支給を受けて、身体障害者福祉法第１８条第２項若しくは知的障害者福祉法第１６条第１項の規定により入所措置が採られて、生活保護法第３０条第１項ただし書の規定により、若しくは老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により入所措置が採られて特定施設（介護保険特定施設及び介護保険施設を除く。）に入所した場合又は介護保険特定施設若しくは介護保険施設に入所若しくは入居した場合は、当該障害者等が満１８歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者（以下この項において「保護者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、当該障害者等が満１８歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満１８歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。 ５ 前２項の規定の適用を受ける障害者等が入所し、又は入居している特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者等に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 90 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護給付費等の支給の要否の決定
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護給付費等の支給決定の変更
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 12 条、第 16 条 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護給付費又は訓練等給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項・第 3 項・第 4 項・第 6 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 24 条、第 25 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね15日
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 30 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 30 条第 1 項・第 3 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 18 条、第 19 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 26 条の 3、第 31 条の 2、第 31 条の 3 ○紀の川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関する規則第 9 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日

備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	介護給付費等の負担額の特例認定
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 31 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 31 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 (介護給付費等の額の特例) 第 31 条 市町村が、災害その他の主務省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第 29 条第 3 項の規定を適用する場合においては、同項第 2 号中「額）」とあるのは、「額」の範囲内において市町村が定める額」とする。
	2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第 3 項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定障害者特別給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 34 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 20 条、第 21 条第 1 項・第 3 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条、第 34 条の 2、第 34 条の 3 第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特例特定障害者特別給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 35 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 35 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 21 条第 1 項・第 3 項、第 21 条の 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 4
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 7 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 5、第 51 条の 6、第 51 条の 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 31～第 34 条の 40
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定の変更
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 9 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 9 第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 43、第 34 条の 44
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地域相談支援給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項・第 2 項・第 3 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 51、第 34 条の 52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特例地域相談支援給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 15 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 53 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	計画相談支援給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項・第 2 項・第 5 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 54 第 1 項・第 3 項、第 34 条の 56 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特例計画相談支援給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 18 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 18 第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会からの請求受理後おおむね 1 5 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定特定相談支援事業者の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 20 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項、第 51 条の 20、第 51 条の 24 第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 22 条、第 22 条の 2、第 26 条の 10、第 26 条の 11、第 26 条の 14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 59 第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 0 日

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	指定特定相談支援事業者の指定の更新
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 21 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 41 条第 2 項・第 3 項、第 51 条の 21 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 59 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（育成医療）の支給認定
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 52 条第 1 項、第 54 条第 1 項、第 55 条、第 58 条第 1 項・第 3 項・第 4 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条の 2、第 29 条、第 35 条、附則第 12 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 6 条の 17、第 6 条の 18、第 6 条の 19、第 26 条の 3、第 36 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 39 条、第 43 条、第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 1 4 日

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（更生医療）の支給認定
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 52 条第 1 項、第 54 条第 1 項、第 55 条、第 58 条第 1 項・第 3 項・第 4 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条の 2、第 29 条、第 35 条、附則第 12 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 6 条の 17、第 6 条の 18、第 6 条の 19、第 26 条の 3、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 39 条、第 43 条、第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 4 5 日

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（育成医療）の支給認定の変更の認定
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 44 条、第 45 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 14 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（更生医療）の支給認定の変更の認定
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 44 条、第 45 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 4 5 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	自立支援医療費（育成医療）の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項・第 3 項・第 4 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 35 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金より請求受理後おおむね 15 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	自立支援医療費（更生医療）の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項・第 3 項・第 4 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 35 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金より請求受理後おおむね 15 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	療養介護医療費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 70 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 3 項・第 4 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 35 条、第 42 条の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 64 条の 2 第 1 項
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金からの請求受理後おおむね 15 日
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	基準該当療養介護医療費の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 71 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 3 項・第 4 項、第 71 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 42 条の 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 54 条、第 64 条の 3～第 64 条の 4
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金からの請求受理後おおむね 15 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	補装具費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 25 項、第 76 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 2、第 43 条の 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 6 条の 20、第 26 条の 3、第 65 条の 4、第 65 条の 7、第 65 条の 8 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 箇月

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	高額障害福祉サービス等給付費の支給
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条、第 43 条の 4、第 43 条の 5、第 43 条の 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 65 条の 9 の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の 2 第 1 項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 224 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定 未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 6 0 日

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	受給者証の再交付
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 16 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 16 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 23 条 第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準 の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 7 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地域相談支援受給者証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 26 条の 8

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 26 条の 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条 の 50 第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準 の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 7 日
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	医療受給者証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 33 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 33 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 48 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	通所受給者証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童福祉法施行規則第 18 条の 6 第 9 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	児童福祉法施行規則第 18 条の 6 第 9 項
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 7 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	障害福祉課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	療養介護医療受給者証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 64 条の 2 の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 64 条の 2 の 2
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	申請受付後 7 日以内
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	助産施設への入所
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 22 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 22 条第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔助産施設への入所〕 第 22 条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 ② 前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）を希望する者は、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、内閣府令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。 ③ 都道府県等は、第 25 条の 7 第 2 項第 3 号、第 25 条の 8 第 3 号又は第 26 条第 1 項第 5 号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。 ④ 都道府県等は、第 1 項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	母子生活支援施設への入所
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 23 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 23 条第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	〔母子生活支援施設への入所〕 第 23 条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用等適切な保護を行わなければならない。 ② 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。 ③ 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。 ④ 都道府県等は、第 25 条の 7 第 2 項第 3 号、第 25 条の 8 第 3 号若しくは第 26 条第 1 項第 5 号又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条の 2 の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。 ⑤ 都道府県等は、第 1 項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童扶養手当の受給資格認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 6 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 4 条 児童扶養手当法施行令第 1 条第 1 項、第 1 条第 2 項、第 1 条の 2、第 2 条、別表第 1、別表第 2
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（認定） 第 6 条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 4 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童扶養手当の増額改定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童扶養手当法第 8 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童扶養手当法第 8 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（手当の額の改定時期） 第 8 条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第 2 項の規定は、前項の改定について準用する。 3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 4 0 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	母子家庭自立支援給付金の支給
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 27 条～第 29 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （母子家庭自立支援給付金） 第 31 条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。 （1） 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。） （2） 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。） （3） 前 2 号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行について（平成 3 0 年厚生労働省子ども家庭局長通知）
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 3 0 日

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	父子家庭自立支援給付金の支給(第 31 条準用)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 10

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 10 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 27 条～第 29 条、第 31 条の 9
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(父子家庭自立支援給付金) 第 31 条の 10 第 31 条から第 31 条の 4 までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第 31 条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第 1 号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第 2 号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第 31 条の 2 中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第 31 条の 3 及び第 31 条の 4 中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行について（平成 3 0 年厚生労働省子ども家庭局長通知）
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	

設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別児童扶養手当の増額改定（児童扶養手当法第 8 条第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条 児童扶養手当法第 8 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （児童扶養手当法の準用） 第 16 条 児童扶養手当法第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 8 条、第 22 条から第 25 条まで並びに第 31 条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第 5 条の 2 第 1 項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 1 項」と、同法第 8 条第 1 項中「監護等児童があるに至った場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至った場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第 3 項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第 23 条第 1 項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第 31 条中「第 12 条第 2 項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 9 条第 2 項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	未熟児に対する養育医療の給付の決定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	母子保健法第 20 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	母子保健法第 20 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（養育医療） 第 20 条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。 2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。 3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。 （1） 診察 （2） 薬剤又は治療材料の支給 （3） 医学的処置、手術及びその他の治療 （4） 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 （5） 移送 4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行うものとする。 5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第 1 項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。 6 第 1 項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第 19 条の 12 の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者をいう。第 21 条の 4 第 1 項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。 7 児童福祉法第 19 条の 12、第 19 条の 20 及び第 21 条の 3 の規定は養育医療の給付について、同法第 20 条第 7 項及び第 8 項並びに第 21 条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 19 条の 12 中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同法第 19 条の 20（第

	2 項を除く。) 中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第 1 項中「第 19 条の 3 第 10 項」とあるのは「母子保健法第 20 条第 7 項において読み替えて準用する第 19 条の 12」と、同条第 4 項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同法第 21 条の 3 第 2 項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 10 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和6年4月1日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童手当の受給資格及び額の認定（他の市町村に住所を変更した場合を含む。）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第7条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童手当法第3条第1項、第4条～第6条、第7条第1項・第2項、第8条第1項～第3項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （認定） 第7条 児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受けなければならない。 2 児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第4号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。 （1） 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長 （2） 里親 当該里親の住所地の市町村長 （3） 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長 3 前2項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第3項において同じ。）を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前2項と同様とする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね60日
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童手当の額の改定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第 9 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童手当法第 9 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(児童手当の額の改定) 第 9 条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第 3 項の規定は、前項の改定について準用する。 3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	こども課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	児童手当の未払請求
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	児童手当法第 12 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童手当法第 3 条第 1 項、第 4 条、第 6 条、第 8 条第 3 項、第 9 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（未支払の児童手当） 第 12 条 児童手当の一般受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当（その者が監護していた中学校修了前の児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていないものがあるときは、当該中学校修了前の児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。
	2 中学校修了前の施設入所等児童が第 3 条第 3 項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合において、当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されていた施設等受給資格者又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしていた障害児入所施設等に係る施設等受給資格者に支払うべき児童手当（当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだその者に支払っていないものがあるときは、当該中学校修了前の施設入所等児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。
	3 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。
参 考 資 料	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
標準処理期間	■設定 □未設定

	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	保育の利用調整
処 分 権 者	福祉事務所長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条第 1 項 ○紀の川市保育の必要性の認定に関する条例第 2 条 ○紀の川市一時保育事業実施規程第 3 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 〔保育の実施〕 第 24 条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 10 項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。 ② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。 ③ 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第 46 条の 2 第 2 項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。 ④ 市町村は、第 25 条の 8 第 3 号又は第 26 条第 1 項第 5 号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

	⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第 28 条第 1 項第 2 号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第 30 条第 1 項第 2 号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。 ⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第 42 条第 1 項又は第 54 条第 1 項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。 （１） 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。 （２） 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。 ⑦ 市町村は、第 3 項の規定による調整及び要請並びに第 4 項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること等の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 19 条、第 20 条、第 21 条 子ども・子育て支援法施行令第 1 条の 2 子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 5、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条 ○紀の川市保育の必要性の認定に関する条例第 2 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （市町村の認定等） 第 20 条 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 市町村は、第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。 4 市町村は、第 1 項及び前項の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

	る。 5 市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。 6 第1項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。 7 第1項の規定による申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 原則申請日から30日以内に認定（第20条第6項）（※法定期間）
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること等の認定の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 23 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 23 条第 1 項 子ども・子育て支援法施行規則第 10 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （教育・保育給付認定の変更） 第 23 条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。 2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 3 第 20 条第 2 項、第 3 項、第 4 項前段及び第 5 項から第 7 項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満 3 歳未満保育認定子ども」という。）が満 3 歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 5 第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 6 市町村は、第 2 項又は第 4 項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	原則申請日から３０日以内に認定（毎月１日の認定）
備 考	
設 定 日	令和６年３月３１日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること等の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 30 条の 5 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 30 条の 4、第 30 条の 5、第 30 条の 6 子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 3、第 28 条の 4、第 28 条の 5
審 査 基 準	■設定 □未設定 （市町村の認定等） 第 30 条の 5 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。 4 市町村は、第 1 項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。 5 第 1 項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から 30 日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。 6 第 1 項の規定による申請をした日から 30 日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

	7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第1項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。 (1) 第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前条第2号に掲げる小学校就学前子ども (2) 第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）又は満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。） 前条第3号に掲げる小学校就学前子ども 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	原則申請日から30日以内に認定（第30条の5第5項）（※法定期間）
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること等の認定の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 30 条の 8 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 30 条の 8 第 1 項 子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 7
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（施設等利用給付認定の変更） 第 30 条の 8 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）の該当する第 30 条の 4 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。 2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。 3 第 30 条の 5 第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第 30 条の 4 第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等（第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。 5 第 30 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定子ども・子育て支援施設等の確認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 58 条の 2

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 58 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（特定子ども・子育て支援施設等の確認） 第 58 条の 2 第 30 条の 11 第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	原則申請日から 30 日以内に確認
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	保育課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	支給認定証の再交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法施行規則第 16 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法施行規則第 16 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（支給認定証の再交付） 第 16 条 市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った教育・保育給付認定保護者から、教育・保育給付認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。 2 前項の申請をしようとする教育・保育給付認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。 （1） 当該申請を行う教育・保育給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地） （2） 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び教育・保育給付認定保護者との続柄 （3） 申請の理由 3 支給認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その支給認定証を添付しなければならない。 4 支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	31 日
備考	
設定日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農業振興課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の締結の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 31 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 31 条、第 33 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （協定の締結等） 第 31 条 同意基本計画において定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地（農地又は採草放牧地をいう。以下この節において同じ。）について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。）は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業（有機農業の推進に関する法律第 2 条に規定する有機農業をいう。以下この条において同じ。）の生産団地を形成するため、市町村長（次項第 1 号に規定する協定区域が 2 以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、都道府県知事。以下この節において同じ。）の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができる。 2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。 （1） 協定の対象となる農用地の区域（以下「協定区域」という。） （2） 有機農業及びそれ以外の農業における栽培の管理に関する事項 （3） 協定の有効期間 （4） 協定に違反した場合の措置 （5） その他必要な事項 3 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。 4 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。 5 協定の有効期間は、5 年を超えてはならない。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	農業振興課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定において定めた事項の変更
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 34 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（協定の変更） 第 34 条 第 31 条第 1 項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 前 2 条の規定は、前項の認可について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農業振興課
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の廃止の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 36 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 36 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（協定の廃止） 第 36 条 第 31 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農地整備課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第 7 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第 7 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（事業計画の認定） 第 7 条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第 2 項第 1 号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村（以下「特定市町村」という。）の認定を申請することができる。 2 事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 多面的機能発揮促進事業の目標 （2） 多面的機能発揮促進事業の内容に関する次に掲げる事項 イ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域 ロ 第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う同号イに掲げる活動又は同号ロに掲げる活動の別及び当該活動の内容その他農林水産省令で定める事項 ハ 第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る農業生産活動の内容、当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項 ニ 第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容、当該生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項 （3） 多面的機能発揮促進事業の実施期間 （4） その他農林水産省令で定める事項 3 農業者団体等であって農林水産省令で定めるものは、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条第 1 項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた同法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設（次項において「土地改良

	施設」という。)について第3条第3項第1号に掲げる事業(同号ロに掲げる活動を行うものに限る。)を実施しようとするときは、前項第2号ロに掲げる事項に、第12条第1項の規定による委託を受けて行う当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載することができる。 4 前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県(土地改良法第94条の10第1項の規定により当該都道府県が当該土地改良施設を同法第94条の3第1項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあっては、当該土地改良区等を含む。)の同意を得なければならない。 5 特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。 (2) 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。 (3) 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域(当該事業計画に2以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあっては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。 6 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要(当該認定に係る事業計画に、前条第2項第4号の規定により定められた区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあっては、その旨を含む。)を公表しなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね30日
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農地整備課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第8条第1項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第8条第1項 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第9条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （事業計画の変更等） 第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等（以下「認定農業者団体等」という。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画（前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。）に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業（以下「認定事業」という。）を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。 4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定

	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定中小企業者の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	中小企業信用保険法第2条第5項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	中小企業信用保険法第2条第5項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （定義） 第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1） 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。） （2） 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの （3） 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの （4） 協業組合であつて、特定事業を行うもの （5） 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。） （6） 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。第3項第7号において同じ。）であつて、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

- (7) 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (8) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (9) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (10) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）
- (11) 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
- 2 この法律において「電子記録債権の割引」とは、中小企業者がその有する債権である電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第15条に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）を当該電子記録債権に係る債務の支払期日の日前に次条第1項に規定する金融機関に譲渡することにより、当該電子記録債権の金額から一定の金額を控除して得た金額につき当該金融機関から資金の融通を受けることをいう。
- 3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- (3) 事業協同小組合であつて、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (4) 特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- (5) 特定事業を行う協業組合であつて、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- (6) 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）
- (7) 特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下のもの
- 4 この法律において「再生中小企業者」とは、次の各号のいずれにも該当する

中小企業者をいう。

(1) 次のいずれかに該当する者

イ 再生事件又は更生事件に係属している者

ロ 民事再生法（平成11年法律第225号）第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。）

(2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者

5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

(2) 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域（当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。）内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

(3) 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限って指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

(4) 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

(5) その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると

	認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。 (6) 破綻金融機関等（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 4 項に規定する破綻金融機関、同条第 12 項に規定する被管理金融機関、同条第 13 項に規定する承継銀行、同法第 111 条第 2 項に規定する特別危機管理銀行、同法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定第 2 号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第 126 条の 34 第 3 項第 1 号に規定する特定承継銀行及び同法附則第 15 条の 2 第 3 項に規定する承継協定銀行（同条第 4 項第 4 号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号）第 2 条第 5 項に規定する被管理金融機関、同条第 7 項に規定する承継銀行及び同条第 8 項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 (7) 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 (8) 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 1 項第 2 号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの 6 この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 30 日

備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特例中小企業者の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	中小企業信用保険法第2条第6項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	中小企業信用保険法第2条第6項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （定義） 第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1） 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。） （2） 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの （3） 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの （4） 協業組合であつて、特定事業を行うもの （5） 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。） （6） 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。第3項第7号において同じ。）であつて、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

- (7) 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (8) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (9) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (10) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）
- (11) 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
- 2 この法律において「電子記録債権の割引」とは、中小企業者がその有する債権である電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第15条に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）を当該電子記録債権に係る債務の支払期日の日前に次条第1項に規定する金融機関に譲渡することにより、当該電子記録債権の金額から一定の金額を控除して得た金額につき当該金融機関から資金の融通を受けることをいう。
- 3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- (3) 事業協同小組合であつて、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (4) 特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- (5) 特定事業を行う協業組合であつて、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- (6) 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）
- (7) 特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下のもの
- 4 この法律において「再生中小企業者」とは、次の各号のいずれにも該当する

中小企業者をいう。

(1) 次のいずれかに該当する者

イ 再生事件又は更生事件に係属している者

ロ 民事再生法（平成11年法律第225号）第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。）

(2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者

5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

(2) 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域（当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。）内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

(3) 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

(4) 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

(5) その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると

	認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。 (6) 破綻金融機関等（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 4 項に規定する破綻金融機関、同条第 12 項に規定する被管理金融機関、同条第 13 項に規定する承継銀行、同法第 111 条第 2 項に規定する特別危機管理銀行、同法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定第 2 号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第 126 条の 34 第 3 項第 1 号に規定する特定承継銀行及び同法附則第 15 条の 2 第 3 項に規定する承継協定銀行（同条第 4 項第 4 号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号）第 2 条第 5 項に規定する被管理金融機関、同条第 7 項に規定する承継銀行及び同条第 8 項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 (7) 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。 (8) 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 1 項第 2 号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの 6 この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 30 日

備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	商店街整備計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	中小小売商業振興法第4条第1項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	中小小売商業振興法第2条第1項、第4条第1項・第7項 中小小売商業振興法施行令第1条、第2条 中小小売商業振興法施行規則第9条第1項・第2項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （高度化事業計画の認定等） 第4条 商店街振興組合等（商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。）は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 （1） 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。）の設置の事業

	(2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備（次号において「店舗等」という。）の設置の事業 (3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業 イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業 ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 (4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 4 第1号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第2号に掲げる組合等又は中小小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第3号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (1) 組合等 電子計算機を利用して、中小小売商業者である組合員又は所属員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業 (2) 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本金の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業 (3) 2以上の組合等又は中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業 5 連鎖化事業（主として中小小売商業者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下同じ。）を行う者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 7 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画（以下「高度化事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 第1項若しくは第2項に規定する事業、第3項若しくは第4項各号に定める事業又は前2項に規定する事業（以下「高度化事業」という。）の目標及び内容 (2) 高度化事業の実施時期

	(3) 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 8 経済産業大臣は、第3項の規定による認定をしようとするときは、同項第1号又は第2号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る組合を所管する大臣に、同項第3号又は第4号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に、共同店舗等の設置の事業に係る商店街整備等支援計画について第6項の規定による認定をしようとするときは、当該商店街整備等支援計画に係る共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。 9 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね30日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	令和3年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	店舗集団化計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	中小小売商業振興法第4条第2項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	中小小売商業振興法第4条第2項・第7項 中小小売商業振興法施行令第3条 中小小売商業振興法施行規則第9条第3項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （高度化事業計画の認定等） 第4条 商店街振興組合等（商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。）は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 （1）事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。）の設置の事業

(2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備（次号において「店舗等」という。）の設置の事業

(3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業

イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業

ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

(4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

4 第1号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第2号に掲げる組合等又は中小小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第3号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

(1) 組合等 電子計算機を利用して、中小小売商業者である組合員又は所属員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

(2) 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本金の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

(3) 2以上の組合等又は中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

5 連鎖化事業（主として中小小売商業者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下同じ。）を行う者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

7 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画（以下「高度化事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第1項若しくは第2項に規定する事業、第3項若しくは第4項各号に定める事業又は前2項に規定する事業（以下「高度化事業」という。）の目標及び内容

(2) 高度化事業の実施時期

	(3) 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 8 経済産業大臣は、第3項の規定による認定をしようとするときは、同項第1号又は第2号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る組合を所管する大臣に、同項第3号又は第4号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に、共同店舗等の設置の事業に係る商店街整備等支援計画について第6項の規定による認定をしようとするときは、当該商店街整備等支援計画に係る共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。 9 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね30日
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	共同店舗等整備計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	中小小売商業振興法第4条第3項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	中小小売商業振興法第4条第3項・第7項 中小小売商業振興法施行令第4条 中小小売商業振興法施行規則第9条第4項・第5項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （高度化事業計画の認定等） 第4条 商店街振興組合等（商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。）は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 （1） 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。）の設置の事業

	(2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備（次号において「店舗等」という。）の設置の事業 (3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業 イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業 ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 (4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 4 第1号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第2号に掲げる組合等又は中小小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第3号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (1) 組合等 電子計算機を利用して、中小小売商業者である組合員又は所属員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業 (2) 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本金の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業 (3) 2以上の組合等又は中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業 5 連鎖化事業（主として中小小売商業者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下同じ。）を行う者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 7 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画（以下「高度化事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 第1項若しくは第2項に規定する事業、第3項若しくは第4項各号に定める事業又は前2項に規定する事業（以下「高度化事業」という。）の目標及び内容 (2) 高度化事業の実施時期

	(3) 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 8 経済産業大臣は、第3項の規定による認定をしようとするときは、同項第1号又は第2号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る組合を所管する大臣に、同項第3号又は第4号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に、共同店舗等の設置の事業に係る商店街整備等支援計画について第6項の規定による認定をしようとするときは、当該商店街整備等支援計画に係る共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。 9 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね30日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	商店街整備等支援計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	中小小売商業振興法第4条第6項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	中小小売商業振興法第4条第6項・第7項 中小小売商業振興法施行令第7条、第8条 中小小売商業振興法施行規則第9条第5項・第6項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （高度化事業計画の認定等） 第4条 商店街振興組合等（商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。）は、主として中小小売商業者である組員又は所屬員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小小売商業者である組員又は所屬員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 3 第1号又は第2号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第3号に掲げる中小小売商業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第4号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 （1）事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組員のための共同店舗又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第8項において「共同店舗等」という。）の設置の事業

	(2) 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備（次号において「店舗等」という。）の設置の事業 (3) 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業 イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業 ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 (4) 2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業 4 第1号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第2号に掲げる組合等又は中小小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第3号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 (1) 組合等 電子計算機を利用して、中小小売商業者である組合員又は所属員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業 (2) 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本金の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業 (3) 2以上の組合等又は中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業 5 連鎖化事業（主として中小小売商業者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下同じ。）を行う者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 7 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画（以下「高度化事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 第1項若しくは第2項に規定する事業、第3項若しくは第4項各号に定める事業又は前2項に規定する事業（以下「高度化事業」という。）の目標及び内容 (2) 高度化事業の実施時期

	(3) 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 8 経済産業大臣は、第3項の規定による認定をしようとするときは、同項第1号又は第2号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る組合を所管する大臣に、同項第3号又は第4号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に、共同店舗等の設置の事業に係る商店街整備等支援計画について第6項の規定による認定をしようとするときは、当該商店街整備等支援計画に係る共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。 9 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね30日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	設立の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	商工会法第 23 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	商工会法第 23 条第 1 項・第 2 項 商工会法施行規則第 1 条の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定 （設立の認可） 第 23 条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。 （1） 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。 （2） 第 13 条本文に規定する者の 2 分の 1 以上が会員となるものであること。 （3） その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。 （4） その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。 （5） 設立しようとする商工会が第 7 条第 2 項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。 3 経済産業大臣は、第 1 項の認可（第 7 条第 2 項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会の設立に係るものに限る。）をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	総会又は総代会の招集の承認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	商工会法第 42 条第 5 項、第 48 条第 5 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	商工会法第 42 条第 2 項・第 5 項、第 48 条第 5 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	第 42 条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 2 会長は、会員が総会員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から 3 週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。 3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。 4 前項前段の電磁的方法（経済産業省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会長に到達したものとみなす。 5 第 2 項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から 2 週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者がいない場合において、会員が総会員の 5 分の 1 以上の同意を得たときも、同様とする。 （総代会） 第 48 条 会員の総数が 200 人をこえる商工会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。 2 総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。 3 総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の 10 分の 2（会員の総数が 500 人をこえる商工会にあつては、100 人）を下つてはならない。 4 総代の任期は、3 年以内において定款で定める期間とする。 5 総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、

	総代の選挙をし、又は解散若しくは合併の議決をすることはできない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね30日
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2条による権限移譲
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	定款の変更の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	商工会法第 44 条第 2 項、第 48 条第 5 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	商工会法第 44 条第 2 項、第 48 条第 5 項 商工会法施行規則第 4 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （総会の決議） 第 44 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 （1） 定款の変更 （2） 規約の設定、変更又は廃止 （3） 事業計画及び収支予算の決定又は変更 （4） その他定款で定める事項 2 会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に定款の変更の認可を申請しなければならない。 3 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 第 23 条第 2 項及び第 3 項並びに第 24 条の規定は、第 2 項の認可について準用する。 （総代会） 第 48 条 会員の総数が 200 人をこえる商工会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。 2 総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。 3 総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の 10 分の 2（会員の総数が 500 人をこえる商工会にあつては、100 人）を下つてはならない。 4 総代の任期は、3 年以内において定款で定める期間とする。 5 総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、総代の選挙をし、又は解散若しくは合併の議決をすることはできない。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 30 日
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	商工会の合併の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	商工会法第 52 条の 2 第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	商工会法第 23 条第 2 項、第 52 条の 2 第 2 項・第 3 項
審 査 基 準	■設定 □未設定 （合併の手続） 第 52 条の 2 商工会が合併しようとするときは、各商工会の総会の議決を経なければならない。 2 合併をするには、申請書に合併後存続する商工会又は合併によつて成立する商工会（以下この条において「新商工会」という。）の定款、事業計画書、収支予算書その他経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に合併の認可を申請しなければならない。 3 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。 （1） 第 23 条第 2 項各号に掲げる要件に適合すること。 （2） 新商工会が第 7 条第 2 項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。 4 合併は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 5 第 23 条第 3 項及び第 24 条の規定は、第 2 項の認可について準用する。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	□設定 ■未設定

備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	財産処分の方法の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	商工会法第 54 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	商工会法第 54 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（財産処分の方法等） 第 54 条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。 3 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。 4 第 24 条の規定は、第 1 項及び第 2 項の認可について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	商工労働課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	総会の決議を経ない財産処分の方法の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	商工会法第 54 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	商工会法第 54 条第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（財産処分の方法等） 第 54 条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。 3 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。 4 第 24 条の規定は、第 1 項及び第 2 項の認可について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	永久標識等の移転の請求等（公共測量）（第 24 条第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	測量法第 39 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	測量法第 24 条第 1 項、第 39 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（基本測量に関する規定の準用） 第 39 条 第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条中「国土地理院の長」とあり、並びに第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 21 条第 3 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 22 条及び第 26 条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第 22 条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第 24 条第 3 項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 25 条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第 26 条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	測量成果の複製（公共測量）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	測量法第 43 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	測量法第 43 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（測量成果の複製） 第 43 条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	測量成果の使用(公共測量)
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	測量法第 44 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	測量法第 44 条第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(測量成果の使用) 第 44 条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 当該測量成果を使用することが測量の正確性を確保する上で適切でないこと。 3 第 1 項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	道路管理者以外の者が行う工事の承認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 24 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路法第 24 条 道路法施行令第 3 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(道路管理者以外の者の行う工事) 第 24 条 道路管理者以外の者は、第 12 条、第 13 条第 3 項、第 17 条第 4 項若しくは第 6 項から第 8 項まで、第 19 条から第 22 条の 2 まで、第 48 条の 19 第 1 項又は第 48 条の 22 第 1 項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	道路の占用の許可、変更の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 32 条第 1 項・第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路法第 32 条～第 35 条、第 48 条の 28 道路法施行令第 7 条～第 15 条、第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 17 条 道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 10
審 査 基 準	■設定 □未設定 （道路の占用の許可） 第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 （1） 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 （2） 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 （3） 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設 （4） 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 （5） 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 （6） 露店、商品置場その他これらに類する施設 （7） 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 （1） 道路の占有（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的 （2） 道路の占有の期間 （3） 道路の占有の場所 （4） 工作物、物件又は施設の構造 （5） 工事实施の方法 （6） 工事の時期 （7） 道路の復旧方法 3 第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「道路占有者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造

	又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。 4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。 5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね14日
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	入札占用計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 39 条の 5 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路法第 39 条の 5
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(入札占用計画の認定) 第 39 条の 5 道路管理者は、前条第 5 項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。 2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	入札占用計画の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 39 条の 6 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路法第 39 条の 4 第 1 項第 1 号・第 2 号・第 3 号、第 39 条の 6
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（入札占用計画の変更等） 第 39 条の 6 前条第 1 項の規定による認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。
	2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。
	3 道路管理者は、第 1 項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第 39 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当すると認めるときは、第 1 項の規定による認定をするものとする。
参 考 資 料	4 前条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による変更の認定をした場合について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
標準処理期間	■設定 □未設定

	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	占用入札を行った場合における道路の占用の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 39 条の 7 第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路法第 39 条の 7 第 1 項・第 2 項・第 5 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（占用入札を行った場合における道路の占用の許可） 第 39 条の 7 認定計画提出者は、第 39 条の 5 第 1 項の規定による認定を受けた入札占用計画（前条第 1 項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。）に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。 2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。 3 前項の規定による許可に係る第 32 条第 2 項及び第 87 条第 1 項の規定の適用については、第 32 条第 2 項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第 39 条の 3 第 2 項第 2 号の措置を記載した書面を添付して、」と、第 87 条第 1 項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。 4 道路管理者が第 2 項の規定により第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第 39 条第 2 項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額（当該申し出た額が同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額）とする。この場合において、同条第 1 項ただし書の規定は、適用しない。 5 第 39 条の 5 第 1 項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可の申請をすることができない。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね14日
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	限度超過車両の通行許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 47 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	車両制限令第 5 条、第 6 条、第 7 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（限度超過車両の通行の許可等） 第 47 条の 2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第 2 項の規定又は同条第 3 項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第 1 項の政令で定める最高限度又は同条第 3 項に規定する限度を超える車両（以下「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。 2 前項の申請が道路管理者を異にする 2 以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。 3 前項の規定により 2 以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第 1 項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあっては、国）に納めなければならない。 4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあっては政令で、その他の者である場合にあっては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。 5 道路管理者は、第 1 項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。 6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。 7 第 1 項の許可の申請の方法、第 5 項の許可証の様式その他第 1 項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね14日
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自動車専用道路との連結・交差の許可、変更の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 5 第 1 項・第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 48 条の 5 道路法施行令第 19 条の 16 道路法施行規則第 4 条の 13 の 3、第 4 条の 13 の 4
審 査 基 準	■設定 □未設定 （連結許可等） 第 48 条の 5 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可（以下「連結許可」という。）を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。 2 自動車専用道路の道路管理者（次項及び第 48 条の 7 から第 48 条の 10 までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第 48 条の 3 ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。 （1） 前条第 1 号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。 （2） 前条第 2 号から第 4 号までに掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。 3 連結許可を受けた前条第 2 号から第 4 号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。 4 第 2 項の規定は、前項の許可について準用する。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	歩行者利便増進計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 26 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	道路法第 48 条の 24、第 48 条の 25、第 48 条の 26
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（歩行者利便増進計画の認定） 第 48 条の 26 道路管理者は、前条第 6 項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。 2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	歩行者利便増進計画の変更等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 27 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 27
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（歩行者利便増進計画の変更等） 第 48 条の 27 前条第 1 項の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。
	2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。 （1） 変更後の歩行者利便増進計画が第 48 条の 25 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準を満たしていること。 （2） 当該歩行者利便増進計画の変更をすることについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。
	3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の変更の認定をした場合について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 14 日

備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	地位の承継
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 29

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	道路法第 48 条の 29
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（地位の承継） 第 48 条の 29 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。 （1） 認定計画提出者の一般承継人 （2） 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 14 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	車両の停留の許可、変更の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 32 第 1 項・第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路法第 48 条の 32、第 48 条の 33 道路法施行令第 35 条の 8、第 35 条の 9
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（車両の停留の許可） 第 48 条の 32 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 3 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 14 日
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	道路協力団体の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 48 条の 60 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	道路法第 48 条の 60 第 1 項、第 48 条の 61 道路法施行令第 7 条第 9 号・第 12 号 道路法施行規則第 4 条の 25、第 4 条の 26
審 査 基 準	■設定 □未設定 （道路協力団体の指定） 第 48 条の 60 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める 団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名 称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする ときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。 4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項 を公示しなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 3 0 日
備 考	

設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	道路法第 91 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（道路予定区域） 第 91 条 第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96 条第 5 項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45（第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。）、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2（第 2 項を除く。）、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3 第 1 項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。 4 第 44 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可（第 32 条第 1 項・第 3 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	道路法第 91 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	道路法第 32 条～第 35 条 道路法施行令第 7 条～第 15 条、第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 17 条 道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 10
審 査 基 準	■設定 □未設定 （道路予定区域） 第 91 条 第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第 96 条第 5 項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第 4 条、第 3 章第 3 節、第 43 条、第 44 条から第 44 条の 3 まで、第 47 条の 21、第 48 条、第 48 条の 45（第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用に係る部分に限る。）、第 71 条、第 72 条、第 72 条の 2（第 2 項を除く。）、第 73 条、第 75 条、第 87 条及び次条から第 95 条までの規定を準用する。 3 第 1 項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。 4 第 44 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 20 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 20 条 河川法施行令第 11 条、第 12 条 河川管理施設等構造令
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（河川管理者以外の者の施行する工事等） 第 20 条 河川管理者以外の者は、第 11 条、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 16 条の 5 第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	流水占用の許可（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 23 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行規則第 11 条、別表第 1
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（流水の占用の許可） 第 23 条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りでない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	流水の占用の登録
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 23 条の 2

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 23 条の 2、第 23 条の 4 河川法施行令第 14 条の 2 河川法施行規則第 11 条の 4
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（流水の占用の登録） 第 23 条の 2 前条の許可を受けた水利使用（流水の占有又は第 26 条第 1 項に規定する工作物で流水の占有のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	土地の占用の許可（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 24 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行規則第 11 条、第 12 条、第 15 条、別表第 1、別表第 2
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（土地の占用の許可） 第 24 条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	土石等の採取の許可（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 25 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行令第 15 条第 1 項 河川法施行規則第 13 条、別表第 2
審 査 基 準	■設定 □未設定 (土石等の採取の許可) 第 25 条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	工作物の新築等の許可（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 26 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 26 条 河川法施行令第 15 条の 2、第 15 条の 3 河川法施行規則第 11 条、第 15 条、別表第 1、別表第 2 河川管理施設等構造令
審 査 基 準	■設定 □未設定 （工作物の新築等の許可） 第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。 2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。 （1） 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築 （2） 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築 （3） 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの 3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第 1 項の許可の申請又は第 37 条の 2、第 58 条の 13、第 95 条若しくは第 99 条第 2 項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。 4 第 1 項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する

	河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第3項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。 5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね30日
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	土地の掘削等の許可（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 27 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	河川法第 27 条 河川法施行令第 15 条の 4 第 1 項、第 15 条の 5、第 16 条 河川法施行規則第 11 条、第 13 条、第 16 条、別表第 1、別表第 2
審 査 基 準	■設定 □未設定 （土地の掘削等の許可） 第 27 条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第 1 項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。 2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。 （1） 前条第 2 項第 1 号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの （2） 盛土 （3） 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為 （4） 竹木の栽植又は伐採 3 樹林帯区域内の土地においては、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号（特定樹林帯区域内の土地にあつては、第 2 号及び第 3 号）に掲げる行為については、同項の許可を要しない。 （1） 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの （2） 竹木の栽植 （3） 通常の管理行為で政令で定めるもの 4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は許可工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第 1 項の許可をし、又は第 58 条の 13、第 95 条若しくは第 99 条第 2 項の規定による協議に応じてはならない。

	5 河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。 6 前条第3項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第1項の許可の申請又は第58条の13、第95条若しくは第99条第2項の規定による協議があつた場合に準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね30日
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	竹木の流送の許可等（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 28 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	河川法施行令第 16 条の 3 河川法施行規則第 18 条の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（竹木の流送等の禁止、制限又は許可） 第 28 条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、1 級河川にあつては政令で、2 級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川管理上支障のある行為の許可等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 29 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行令第 16 条の 8 第 1 項 河川法施行規則第 18 条の 11
審 査 基 準	■設定 □未設定 (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第 29 条 第 23 条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 2 2 級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	令和 2 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川管理上支障のある行為の許可等（二級河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 29 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 29 条 河川法施行令第 16 条の 8 第 1 項 河川法施行規則第 18 条の 11
審 査 基 準	■設定 □未設定 (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第 29 条 第 23 条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 2 2 級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	許可工作物の完成検査（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 30 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	河川法第 26 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（許可工作物の使用制限） 第 30 条 第 26 条第 1 項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可工作物の完成前の使用の承認（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 30 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 30 条第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（許可工作物の使用制限） 第 30 条 第 26 条第 1 項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	権利譲渡の承認（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 34 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 34 条第 1 項 河川法施行規則第 22 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（権利の譲渡） 第 34 条 第 23 条、第 24 条若しくは第 25 条の許可又は第 23 条の 2 の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。 2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。 3 第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 の規定は、第 1 項に規定する登録に係る同項の承認について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 43 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 43 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（流水の貯留又は取水の制限） 第 43 条 水利使用の許可を受けた者は、第 39 条の申出をした関係河川使用者に係る前条第 1 項の協議又は同条第 2 項の裁定に係る損失を補償した後（損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第 39 条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。 2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、水利使用の許可を受けた者は、補償金を供託することができる。 （1） 補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき。 （2） 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。 （3） 水利使用の許可を受けた者が補償金を受けるべき者を確知することができないとき。ただし、水利使用の許可を受けた者に過失があるときは、この限りでない。 （4） 水利使用の許可を受けた者が河川管理者の裁定した補償金額に対して不服があるとき。 （5） 水利使用の許可を受けた者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

	3 前項第4号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、水利使用の許可を受けた者は、自己の見積金額を払い渡し、裁定による補償金額との差額を供託しなければならない。 4 第2項の規定による供託は、水利使用を行なう土地のもよりの供託所にしなければならない。 5 水利使用の許可を受けた者は、第2項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。 6 水利使用の許可を受けた者は、第2項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、供託物受入の記載ある供託書の写しを添付して、その旨を河川管理者に届け出なければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね30日
備 考	
設 定 日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	ダム操作規程の承認（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 47 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行令第 29 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（ダムの操作規程） 第 47 条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。 3 ダムの操作は、第 1 項の承認を受けた操作規程に従って行なわなければならない。 4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日

備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	渇水時における水利使用の特例の承認（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 53 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 53 条 河川法施行規則第 28 条の 2
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（渇水時における水利使用の特例） 第 53 条の 2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第 23 条及び第 24 条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。 2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。 3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第 1 項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	河川保全区域内の行為の許可（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 55 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	河川法施行令第 34 条 河川法施行規則第 15 条、第 30 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 (河川保全区域における行為の制限) 第 55 条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築 2 第 33 条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日

備考	
設定日	令和6年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川予定地内の行為の許可（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 57 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法施行令第 35 条 河川法施行規則第 15 条、第 33 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（河川予定地における行為の制限） 第 57 条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 （１） 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 （２） 工作物の新築又は改築 2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 3 第 22 条第 4 項及び第 5 項の規定は前項の規定による損失の補償について、第 33 条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第 1 項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定

	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	河川保全立体区域内の行為の許可（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 58 条の 4 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	河川法第 58 条の 4 第 1 項 河川法施行令第 35 条の 2、第 35 条の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（河川保全立体区域における行為の制限） 第 58 条の 4 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 （1） 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 （2） 工作物の新築、改築又は除却 （3） 載荷重が 1 平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積 2 第 33 条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定

	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川予定立体区域内の行為の許可（準用河川）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 58 条の 6 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 58 条の 6 第 1 項 河川法施行令第 35 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（河川予定立体区域における行為の制限） 第 58 条の 6 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 （１） 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 （２） 工作物の新築又は改築 2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 3 第 22 条第 4 項及び第 5 項の規定は前項の規定による損失の補償について、第 33 条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第 1 項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を承継する法人に限る。）、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定

	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	河川協力団体の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	河川法第 58 条の 8 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	河川法第 58 条の 8 第 1 項、第 58 条の 9 河川法施行規則第 33 条の 8、第 33 条の 9
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（河川協力団体の指定） 第 58 条の 8 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。 2 河川管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該河川協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 河川協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を河川管理者に届け出なければならない。 4 河川管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 30 日
備 考	

設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	砂利採取計画の認可、変更の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	砂利採取法第 16 条、第 20 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	砂利採取法第 17 条、第 19 条 砂利の採取計画等に関する規則（昭和 43 年通商産業省・建設省令第 1 号）第 2 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（採取計画の認可） 第 16 条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。 （1） 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章（第 28 条第 2 項を除く。）及び第 43 条において同じ。） （2） 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域（同法第 58 条の 2 第 1 項の規定により指定されたものを含む。）、同法第 54 条第 1 項に規定する河川保全区域及び同法第 58 条の 3 第 1 項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第 7 条に規定する河川管理者（同法第 9 条第 2 項若しくは第 5 項、第 11 条第 3 項又は第 98 条の規定により、同法第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項若しくは第 55 条第 1 項及び第 58 条の 4 第 1 項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）
	（変更の認可等） 第 20 条 第 16 条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 第 16 条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする

	ときは、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。 3 第 16 条の認可を受けた砂利採取業者は、第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。 4 前条の規定は、第 1 項の規定による変更の認可に準用する。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 6 0 日
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	採取計画の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	採石法第 33 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	採石法第 33 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（採取計画の認可） 第 33 条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第 33 条の 17、第 34 条の 6 及び第 42 条から第 42 条の 2 の 2 までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 6 0 日
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	建設総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	採取計画の変更の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	採石法第 33 条の 5 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	採石法第 33 条の 5
審 査 基 準	■設定 □未設定 (変更の認可等) 第 33 条の 5 第 33 条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 第 33 条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。 3 前条の規定は、第 1 項の規定による変更の認可に準用する。 4 第 33 条の認可を受けた採石業者は、第 33 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 6 0 日

備考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設定日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	宅地の所有者及び借地権者の同意申請
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 19 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 19 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（借地権の申告） 第 19 条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。 2 市町村長は、前項に規定する申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、遅滞なく、施行地区となるべき区域を公告しなければならない。 3 前項の規定により公告された施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、前項の公告があつた日から 1 月以内に当該市町村長に対し、その借地権の目的となつている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、国土交通省令で定めるところにより、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。 4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、前項の申告の期間を経過した後は、前条の規定の適用については、存しないものとみなす。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 85 条の 2 第 5 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 85 条の 2 第 5 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（住宅先行建設区への換地の申出等） 第 85 条の 2 第 6 条第 2 項（第 16 条第 1 項、第 51 条の 4、第 54 条、第 68 条及び第 71 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画において住宅先行建設区が定められたときは、施行地区内の宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅を先行して建設しようとするものは、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を住宅先行建設区内に定めるべき旨の申出をすることができる。 2 前項の規定による申出をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、施行者に、当該申出に係る宅地についての換地に建設しようとする住宅の建設に関する計画（次項及び第 5 項並びに第 117 条の 2 第 1 項及び第 2 項において「建設計画」という。）を提出しなければならない。 3 第 1 項の規定による申出に係る宅地について住宅の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出及び建設計画についてその者の同意がなければならない。 4 第 1 項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して 60 日以内に行わなければならない。 （1） 事業計画が定められた場合 第 76 条第 1 項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。） （2） 事業計画の変更により新たに住宅先行建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告 （3） 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い住宅先行建設区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告 5 施行者は、第 1 項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地とし

	て指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。 (1) 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。）が存しないこと。 (2) 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。）が存しないこと。 (3) 当該申出に係る宅地についての換地に、第 117 条の 2 第 1 項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従って住宅が建設されることが確実であると見込まれること。 6 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第 1 項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。 7 施行者は、第 5 項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 8 施行者が第 14 条第 1 項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第 1 項の規定による申出は、同条第 1 項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 85 条の 3 第 4 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 85 条の 3 第 4 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（市街地再開発事業区への換地の申出等） 第 85 条の 3 第 6 条第 4 項（第 16 条第 1 項、第 51 条の 4、第 54 条、第 68 条及び第 71 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画において市街地再開発事業区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を市街地再開発事業区内に定めるべき旨の申出をすることができる。 2 前項の規定による申出をしようとする者は、申出に係る宅地（市街地再開発事業区外のものに限る。）について、当該申出をする者以外に所有権若しくは地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、若しくは収益することができる権利（地役権を除く。）又は当該宅地に存する建築物その他の工作物の所有権若しくは賃借権その他の当該工作物を使用し、若しくは収益することができる権利を有する者があるときは、当該申出についてこれらの者の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して 60 日以内に行わなければならない。 （1） 事業計画が定められた場合 第 76 条第 1 項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。） （2） 事業計画の変更により新たに市街地再開発事業区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告 （3） 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い市街地再開発事業区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告 4 施行者は、第 1 項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第 1 号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められる

	べき宅地として指定し、第２号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。 (１) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合 (２) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合 ５ 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第１項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。 ６ 施行者は、第４項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 ７ 施行者が第１４条第１項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第１項の規定による申出は、同条第１項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和４年３月３１日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	土地区画整理法第 85 条の 4 第 5 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	土地区画整理法第 85 条の 4 第 5 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（高度利用推進区への換地の申出等） 第 85 条の 4 第 6 条第 6 項（第 16 条第 1 項、第 51 条の 4、第 54 条、第 68 条及び第 71 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により事業計画において高度利用推進区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、一人で、又は数人共同して、換地計画において当該宅地についての換地を高度利用推進区内に定めるべき旨の申出をすることができる。この場合において、借地権を有する者にあつては、当該借地権の目的となつている土地の所有権を有する者と共同でしなければならない。 2 第 6 条第 6 項の規定により事業計画において高度利用推進区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権を有する者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、数人共同して、換地計画において当該宅地について換地を定めないで高度利用推進区内の土地の共有持分を与えるように定めるべき旨の申出をすることができる。 3 前 2 項の申出は、次に掲げる要件のすべてに該当するものでなければならない。 （1） 当該申出に係る宅地について、当該申出をする者以外に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利（地役権を除く。）が存しないこと。 （2） 当該申出に係る宅地について、建築物その他の工作物（容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。）の所有権又は賃借権その他の当該工作物を使用し、若しくは収益することができる権利を有する者があるときは、これらの者の同意（当該申出をした者が、新たに高度利用推進区において高度利用地区、都市再生特別地区又は特定地区計画等区域の都市計画に適合する建築物を建築することについての同意を含む。）が得られていること。

	(3) 当該申出に係る宅地の地積（数人共同して申出をする場合にあっては、当該申出に係る宅地の地積の合計）が、高度利用地区、都市再生特別地区又は特定地区計画等区域の都市計画において定められた建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度及び建築物の建築面積の最低限度を勘案して、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るのに必要な地積の換地又は共有持分を与える土地を定めることができるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める規模以上であること。 4 第1項及び第2項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して60日以内に行わなければならない。 (1) 事業計画が定められた場合 第76条第1項各号に掲げる公告（事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。） (2) 事業計画の変更により新たに高度利用推進区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告 (3) 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い高度利用推進区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告 5 施行者は、第1項又は第2項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。 (1) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区的面積を超えないこととなる場合 (2) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区的面積を超えることとなる場合 6 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第1項又は第2項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。 7 施行者は、第5項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 8 施行者が第14条第1項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第1項又は第2項の規定による申出は、同条第1項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	☐設定 ☒未設定

備考	
設定日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 5 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市公園法第 2 条第 2 項、第 4 条、第 5 条 都市公園法施行令第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条 ○紀の川市都市公園条例第 10 条、第 12 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （公園管理者以外の者の公園施設の設置等） 第 5 条 第 2 条の 3 の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 （1） 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの （2） 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの 3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10 年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が同条第 4 項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第 5 条第 2 項第 5 号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が 30 年を超える場合にあつては、30 年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。 ○紀の川市都市公園条例 （公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項） 第 10 条 法第 5 条第 1 項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

	(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア 氏名、住所及び職業 イ 設置の目的 ウ 設置の期間 エ 設置の場所 オ 公園施設の構造 カ 公園施設の外観 キ 公園施設の管理の方法 ク 工事実施の方法 ケ 工事の着手及び完了の時期 コ 都市公園の復旧方法 サ その他市長の指示する事項 (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 ア 氏名、住所及び職業 イ 管理の目的 ウ 管理の期間 エ 管理する公園施設 オ 管理の方法 カ その他市長の指示する事項 (3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項 2 法第 6 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 氏名、住所及び職業 (2) 占用物件の外観 (3) 占用物件の管理の方法 (4) 工事実施の方法 (5) 工事の着手及び完了の時期 (6) 都市公園の復旧方法 (7) その他市長の指示する事項 (設計書等) 第 12 条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	設置等予定者の選定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 5 条の 4 第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市公園法第 5 条の 4
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（設置等予定者の選定） 第 5 条の 4 公園管理者は、前条第 1 項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。 （1） 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。 （2） 当該公募対象公園施設が第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当するものであること。 （3） 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。 2 公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第 5 条の 2 第 2 項第 9 号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。 3 公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。 4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。 5 公園管理者は、第 3 項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公募設置等計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 5 条の 5 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市公園法第 5 条の 5
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（公募設置等計画の認定） 第 5 条の 5 公園管理者は、前条第 5 項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。 2 公園管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象公園施設の場所を公示しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公募設置等計画の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 5 条の 6 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市公園法第 5 条の 6
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（公募設置等計画の変更等） 第 5 条の 6 前条第 1 項の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。 2 公園管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。 （1） 変更後の公募設置等計画が第 5 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準を満たしていること。 （2） 当該公募設置等計画の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。 3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の変更の認定をした場合について準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地位の承継の承認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 5 条の 8

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市公園法第 5 条の 8
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（地位の承継） 第 5 条の 8 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。 （1） 認定計画提出者の一般承継人 （2） 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	都市公園の占用の許可、変更の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 6 条第 1 項・第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市公園法第 6 条、第 7 条 都市公園法施行令第 12 条第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条 ○紀の川市都市公園条例第 10 条、第 11 条、第 12 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （都市公園の占用の許可） 第 6 条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。 4 第 1 項の規定による都市公園の占用の期間は、10 年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。 ○紀の川市都市公園条例 （公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項） 第 10 条 法第 5 条第 1 項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。 （1）公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア 氏名、住所及び職業 イ 設置の目的 ウ 設置の期間 エ 設置の場所 オ 公園施設の構造

	カ 公園施設の外観 キ 公園施設の管理の方法 ク 工事实施の方法 ケ 工事の着手及び完了の時期 コ 都市公園の復旧方法 サ その他市長の指示する事項 (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 ア 氏名、住所及び職業 イ 管理の目的 ウ 管理の期間 エ 管理する公園施設 オ 管理の方法 カ その他市長の指示する事項 (3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項 2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 氏名、住所及び職業 (2) 占用物件の外観 (3) 占用物件の管理の方法 (4) 工事实施の方法 (5) 工事の着手及び完了の時期 (6) 都市公園の復旧方法 (7) その他市長の指示する事項 (法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更) 第11条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 都市公園を占用する公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの (設計書等) 第12条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標準処理期間	■設定 □未設定 おおむね14日
備 考	

設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公園管理者以外の予定公園施設の設置管理の許可、変更の許可（第 5 条第 1 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市公園法第 2 条第 2 項、第 4 条、第 5 条 都市公園法施行令第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条 ○紀の川市都市公園条例第 10 条、第 12 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （公園予定区域等） 第 33 条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。 2 国土交通大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。 3 地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前 2 項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。 4 第 1 項又は第 2 項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条、第 6 条から第 12 条まで、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 25 条から第 28 条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。 5 地方公共団体は、第 1 項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 6 国土交通大臣は、第 2 項の規定により第 2 条第 1 項第 2 号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。 ○紀の川市都市公園条例

	(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項) 第 10 条 法第 5 条第 1 項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア 氏名、住所及び職業 イ 設置の目的 ウ 設置の期間 エ 設置の場所 オ 公園施設の構造 カ 公園施設の外観 キ 公園施設の管理の方法 ク 工事实施の方法 ケ 工事の着手及び完了の時期 コ 都市公園の復旧方法 サ その他市長の指示する事項 (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 ア 氏名、住所及び職業 イ 管理の目的 ウ 管理の期間 エ 管理する公園施設 オ 管理の方法 カ その他市長の指示する事項 (3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項 2 法第 6 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 氏名、住所及び職業 (2) 占用物件の外観 (3) 占用物件の管理の方法 (4) 工事实施の方法 (5) 工事の着手及び完了の時期 (6) 都市公園の復旧方法 (7) その他市長の指示する事項 (設計書等) 第 12 条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 おおむね 1 4 日
備 考	

設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公園予定区域等における占用の許可、変更の許可（第 6 条第 1 項・第 3 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市公園法第 6 条、第 7 条 都市公園法施行令第 12 条第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条 ○紀の川市都市公園条例第 10 条、第 11 条、第 12 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （公園予定区域等） 第 33 条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。 2 国土交通大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。 3 地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前 2 項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。 4 第 1 項又は第 2 項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第 2 条の 3、第 4 条、第 5 条、第 6 条から第 12 条まで、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 25 条から第 28 条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。 5 地方公共団体は、第 1 項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 6 国土交通大臣は、第 2 項の規定により第 2 条第 1 項第 2 号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。 ○紀の川市都市公園条例

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第10条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 氏名、住所及び職業
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の外観
- キ 公園施設の管理の方法
- ク 工事实施の方法
- ケ 工事の着手及び完了の時期
- コ 都市公園の復旧方法
- サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 氏名、住所及び職業
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設
- オ 管理の方法
- カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名、住所及び職業
- (2) 占用物件の外観
- (3) 占用物件の管理の方法
- (4) 工事实施の方法
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 都市公園の復旧方法
- (7) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第11条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園を占用する公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第12条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

【基準】

上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	宅地造成等に関する工事完了の検査
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条、第 17 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条～第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 39 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （完了検査等） 第 17 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第 12 条第 1 項の許可を受けた者に交付しなければならない。 3 第 15 条第 2 項の規定により第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第 36 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第 1 項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。 4 土石の堆積に関する工事について第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第 12 条第 1 項の許可を受けた者に交付しなければならない。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	宅地造成の手引き（監修 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課）
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害物の伐除及び試掘等の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市計画法第 26 条第 1 項・第 3 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 26 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （障害物の伐除及び土地の試掘等） 第 26 条 前条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の 3 日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。 3 第 1 項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前 2 項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	検査済証の交付
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市計画法第 36 条第 2 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	都市計画法第 33 条、第 34 条、第 36 条 都市計画法施行令第 19 条～第 30 条 都市計画法施行規則第 30 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （工事完了の検査） 第 36 条 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事（当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。 3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第 1 項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）内における同法第 73 条第 1 項に規定する特定開発行為（同条第 4 項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第 4 項第 1 号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが同法第 53 条第 2 項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	工事用の仮設建築物等の建築等の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市計画法第 37 条

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	都市計画法第 37 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（建築制限等） 第 37 条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。 （１） 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。 （２） 第 33 条第 1 項第 14 号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	和歌山県の事務処理の特例に関する条例第 2 条による権限移譲
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	開発登録簿への登録（第 34 条の 2 第 2 項又は第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市計画法第 47 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 47 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	第 47 条 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。 （1） 開発許可の年月日 （2） 予定建築物等（用途地域等の区域内の建築物及び第 1 種特定工作物を除く。）の用途 （3） 公共施設の種類、位置及び区域 （4） 前 3 号に掲げるもののほか、開発許可の内容 （5） 第 41 条第 1 項の規定による制限の内容 （6） 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項 2 都道府県知事は、第 36 条の規定による完了検査を行なった場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認めたときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。 3 第 41 条第 2 項ただし書若しくは第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第 2 項の協議が成立したときも、前項と同様とする。 4 都道府県知事は、第 81 条第 1 項の規定による処分により第 1 項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。 5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があつたときは、その写しを交付しなければならない。 6 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 14 日
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域における建築の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市計画法第 53 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 54 条、第 55 条 都市計画法施行令第 37 条～第 38 条 都市計画法施行規則第 39 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （建築の許可） 第 53 条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 （１） 政令で定める軽易な行為 （２） 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 （３） 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 （４） 第 11 条第 3 項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの （５） 第 12 条の 11 に規定する道路（都市計画施設であるものに限る。）の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの 2 第 52 条の 2 第 2 項の規定は、前項の規定による許可について準用する。 3 第 1 項の規定は、第 65 条第 1 項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	管理協定の締結の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市緑地法第 24 条第 5 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 24 条第 5 項、第 26 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（管理協定の締結等） 第 24 条 地方公共団体又は第 69 条第 1 項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第 70 条第 1 号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。 （1） 管理協定の目的となる土地の区域（以下「管理協定区域」という。） （2） 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項 （3） 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項 （4） 管理協定の有効期間 （5） 管理協定に違反した場合の措置 2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。 3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 （1） 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定については、基本計画及び緑地保全計画との調和が保たれ、かつ、緑地保全計画に第 6 条第 3 項第 2 号に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。 （2） 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第 4 条第 2 項第 4 号ハに掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

	(3) 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。 (4) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 4 地方公共団体又は第1項の緑地保全・緑化推進法人は、管理協定に同項第3号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事等と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（市の区域を除く。）内の土地について、又は市が当該市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。 5 第1項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐設定 ☒未設定
備 考	
設 定 日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	推進法人の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市緑地法第 69 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市緑地法第 69 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（指定） 第 69 条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。
	2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
	3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
参 考 資 料	4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
標準処理期間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和4年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	基礎調査のための障害物の伐除の許可（第 87 条の 2 第 1 項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	第 87 条の 2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が第 81 条第 23 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）の規定により同条第 11 項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 章から第 4 章まで、第 7 章及び第 8 章の規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。 3 第 1 項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第 15 条第 1 項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 11 項に規定する宅地被害防止事業として」とする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘の許可（所有者等が不在の場合） （第 87 条の 2 第 1 項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び 特定盛土等規制法第 6 条第 3 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 3 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	第 87 条の 2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が第 81 条第 23 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）の規定により同条第 11 項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 章から第 4 章まで、第 7 章及び第 8 章の規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。 3 第 1 項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第 15 条第 1 項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 11 項に規定する宅地被害防止事業として」とする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	宅地造成等に関する工事の許可（第 87 条の 2 第 1 項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 2 項、第 13 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 5 条、第 7 条～第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 第 87 条の 2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が第 81 条第 23 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）の規定により同条第 11 項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 章から第 4 章まで、第 7 章及び第 8 章の規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。 3 第 1 項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第 15 条第 1 項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 11 項に規定する宅地被害防止事業として」とする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	宅地造成等に関する工事の変更の許可（第 87 条の 2 第 1 項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 2 項、第 13 条、第 16 条第 3 項 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 5 条、第 7 条～第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 第 87 条の 2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が第 81 条第 23 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）の規定により同条第 11 項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 章から第 4 章まで、第 7 章及び第 8 章の規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。 3 第 1 項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第 15 条第 1 項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 11 項に規定する宅地被害防止事業として」とする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	宅地造成等に関する工事完了の検査（第 87 条の 2 第 1 項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 1 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条、第 17 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条～第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 39 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 第 87 条の 2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が第 81 条第 23 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）の規定により同条第 11 項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 章から第 4 章まで、第 7 章及び第 8 章の規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。 3 第 1 項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第 15 条第 1 項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 11 項に規定する宅地被害防止事業として」とする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	土石の堆積に関する工事完了の確認（第 87 条の 2 第 1 項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 4 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条、第 17 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 42 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 第 87 条の 2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が第 81 条第 23 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）の規定により同条第 11 項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 章から第 4 章まで、第 7 章及び第 8 章の規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。 3 第 1 項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第 15 条第 1 項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 11 項に規定する宅地被害防止事業として」とする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	中間検査（第 87 条の 2 第 1 項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第 18 条第 1 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再生特別措置法第 87 条の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条、第 18 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条～第 12 条、第 14 条～第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 23 条、第 24 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 45 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 第 87 条の 2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が第 81 条第 23 項（同条第 24 項において準用する場合を含む。）の規定により同条第 11 項に規定する事項が記載された立地適正化計画を公表したときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 章から第 4 章まで、第 7 章及び第 8 章の規定に基づく事務（以下この条において「宅地造成等関係行政事務」という。）を処理することができる。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。 3 第 1 項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 18 条第 4 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。この場合において、同法第 15 条第 1 項中「宅地造成等工事規制区域内において」とあるのは、「宅地造成等工事規制区域において都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 11 項に規定する宅地被害防止事業として」とする。

	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	開発行為の許可（第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第 29 条第 1 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 93 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 29 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（市町村の長による開発許可関係事務の処理） 第 93 条 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第 3 章第 1 節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第 33 条第 6 項、第 34 条第 11 号及び第 12 号、第 34 条の 2、第 35 条の 2 第 4 項、第 43 条第 3 項並びに第 78 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定の適用については、同法第 29 条第 1 項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第 78 条第 1 項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	開発行為の変更許可（第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 93 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 35 条の 2 第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（市町村の長による開発許可関係事務の処理） 第 93 条 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第 3 章第 1 節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第 33 条第 6 項、第 34 条第 11 号及び第 12 号、第 34 条の 2、第 35 条の 2 第 4 項、第 43 条第 3 項並びに第 78 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定の適用については、同法第 29 条第 1 項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第 78 条第 1 項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	工事完了の検査（第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第 36 条第 2 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 93 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 36 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（市町村の長による開発許可関係事務の処理） 第 93 条 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第 3 章第 1 節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第 33 条第 6 項、第 34 条第 11 号及び第 12 号、第 34 条の 2、第 35 条の 2 第 4 項、第 43 条第 3 項並びに第 78 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定の適用については、同法第 29 条第 1 項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第 78 条第 1 項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認（第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第 37 条ただし書の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 93 条第 1 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	都市計画法第 37 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（市町村の長による開発許可関係事務の処理） 第 93 条 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第 3 章第 1 節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第 33 条第 6 項、第 34 条第 11 号及び第 12 号、第 34 条の 2、第 35 条の 2 第 4 項、第 43 条第 3 項並びに第 78 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定の適用については、同法第 29 条第 1 項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第 78 条第 1 項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	建築物の建蔽率等の指定の特例許可（第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 93 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 41 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（市町村の長による開発許可関係事務の処理） 第 93 条 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第 3 章第 1 節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第 33 条第 6 項、第 34 条第 11 号及び第 12 号、第 34 条の 2、第 35 条の 2 第 4 項、第 43 条第 3 項並びに第 78 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定の適用については、同法第 29 条第 1 項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第 78 条第 1 項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可（第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 93 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 42 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（市町村の長による開発許可関係事務の処理） 第 93 条 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第 3 章第 1 節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第 33 条第 6 項、第 34 条第 11 号及び第 12 号、第 34 条の 2、第 35 条の 2 第 4 項、第 43 条第 3 項並びに第 78 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定の適用については、同法第 29 条第 1 項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第 78 条第 1 項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第 43 条第 1 項の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 93 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 43 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（市町村の長による開発許可関係事務の処理） 第 93 条 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第 3 章第 1 節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第 33 条第 6 項、第 34 条第 11 号及び第 12 号、第 34 条の 2、第 35 条の 2 第 4 項、第 43 条第 3 項並びに第 78 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定の適用については、同法第 29 条第 1 項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第 78 条第 1 項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	開発許可に基づく地位の承継の承認（第 93 条第 1 項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第 45 条の適用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	都市再生特別措置法第 93 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	都市計画法第 45 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（市町村の長による開発許可関係事務の処理） 第 93 条 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市以外の市町村が居住調整地域に関する都市計画を定めたときは、当該市町村の長は、当該市町村の区域内において、都道府県知事に代わって都市計画法第 3 章第 1 節の規定に基づく事務（以下「開発許可関係事務」という。）を処理することができる。この場合においては、当該規定中都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。 2 前項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。この場合において、町村の長にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定により開発許可関係事務を処理しようとする市町村長は、その処理を開始する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第 1 項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法第 33 条第 6 項、第 34 条第 11 号及び第 12 号、第 34 条の 2、第 35 条の 2 第 4 項、第 43 条第 3 項並びに第 78 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定の適用については、同法第 29 条第 1 項に規定する指定都市等とみなす。この場合において、同法第 78 条第 1 項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 4 年 3 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和4年4月1日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	敷地分割組合の設立の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第168条第1項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第168条、第171条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（設立の認可） 第168条 第115条の4第10項の規定により敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者（特定団地建物所有者であってその後当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。）は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。 2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、組合の設立について、敷地分割合意者の4分の3以上の同意（同意した者の第115条の4第2項の議決権の合計が敷地分割合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。）を得なければならない。 3 前2項の場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の建物（専有部分のある建物にあっては、一の専有部分）が数人の共有に属するときは、その数人を一人の敷地分割合意者とみなす。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	定款又は事業計画の変更の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第183 条第1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第183 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（定款又は事業計画の変更） 第183 条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 2 第170 条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があった場合について、第171 条及び第173 条の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2 項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第183 条第1 項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。 3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜個票情報＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

＜処分の概要＞

許認可等の名称	敷地分割組合の解散の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 186 条第 4 項

＜審査基準／標準処理期間＞

基 準 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 186 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（解散） 第 186 条 組合は、次に掲げる理由により解散する。 （１） 設立についての認可の取消し （２） 総会の議決 （３） 事業の完了又はその完了の不能 2 前項第 2 号の議決は、敷地権利変換期日前に限り行うことができるものとする。 3 組合は、第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。 4 組合は、第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	

標準処理期間	☐ 設定 ☒ 未設定
備考	
設定日	令和5年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

＜ 個 票 情 報 ＞

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

＜ 処 分 の 概 要 ＞

許認可等の名称	決算報告の承認（第 42 条準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 187 条

＜ 審 査 基 準 ／ 標 準 処 理 期 間 ＞

基 準 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 42 条、第 187 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（組合の解散及び清算についての規定の準用） 第 187 条 第 38 条の 2 から第 43 条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	敷地権利変換計画の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 190 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 190 条、第 191 条、第 196 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（敷地権利変換計画の決定及び認可） 第 190 条 組合は、第 173 条第 1 項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者があるときは、その者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	都市計画課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	敷地権利変換計画の変更の認可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 197 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 190 条、第 196 条、第 197 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（敷地権利変換計画の変更） 第 197 条 第 190 条第 1 項後段及び第 2 項並びに前条の規定は、敷地権利変換計画を変更する場合（国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公営住宅の入居者の決定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	公営住宅法第 25 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	公営住宅法施行令第 7 条 ○紀の川市営住宅条例第 4 条、第 4 条の 2、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条 ○紀の川市営住宅条例施行規則第 2 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（入居者の選考等） 第 25 条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。 2 事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 9 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	令和 3 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会福祉法人等への使用許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	公営住宅法第 45 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令 ○紀の川市営住宅条例第 42 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （社会福祉法人等による公営住宅の使用等） 第 45 条 事業主体は、公営住宅を社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生労働省令・国土交通省令で定める事業を運営する同法第 22 条に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。 2 事業主体は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第 3 条第 4 号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を同法第 18 条第 2 項の国土交通省令で定める基準に従って管理しなければならない。 3 前 2 項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。 4 第 1 項又は第 2 項の規定による公営住宅の使用に関する事項は、条例で定めなければならない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 4 日
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	空家等管理活用支援法人の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 23 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法第 23 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（空家等管理活用支援法人の指定） 第 23 条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	管理計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 4

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 3、第 5 条の 4 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 2、第 1 条の 3、 第 1 条の 4、第 1 条の 5
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（認定基準） 第 5 条の 4 計画作成都道府県知事等は、前条第 1 項の認定の申請があった場合 において、当該申請に係る管理計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとき は、その認定をすることができる。 （1） マンションの修繕その他の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適 合するものであること。 （2） 資金計画がマンションの修繕その他の管理を確実に遂行するため適切な ものであること。 （3） 管理組合の運営の状況が国土交通省令で定める基準に適合するものであ ること。 （4） その他マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化 指針に照らして適切なものであること。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	管理計画の認定の更新
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 6

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 3、第 5 条の 4、第 5 条の 6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 2、第 1 条の 3、第 1 条の 4、第 1 条の 5
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（認定の更新） 第 5 条の 6 第 5 条の 4 の認定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前 3 条の規定は、前項の認定の更新について準用する。 3 第 1 項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	

設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住宅政策課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	認定を受けた管理計画の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 4、第 5 条の 7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 2、第 1 条の 3、 第 1 条の 4、第 1 条の 5、第 1 条の 9
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（認定を受けた管理計画の変更） 第 5 条の 7 認定管理者等は、第 5 条の 4 の認定を受けた管理計画の変更（国土 交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で 定めるところにより、計画作成都道府県知事等の認定を受けなければならない。 2 第 5 条の 4 及び第 5 条の 5 の規定は、前項の認定について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	給水開始前の水質検査及び施設検査（法第 48 条の 2 第 1 項における読替え）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	水道法第 13 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	水道法第 13 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 (給水開始前の届出及び検査) 第 13 条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出て、かつ、環境省令の定めるところにより水質検査を行い、及び国土交通省令の定めるところにより施設検査を行わなければならない。 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定給水装置工事事業者の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	水道法第 16 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	水道法第 16 条の 2 第 1 項、第 25 条の 3 水道法施行規則第 20 条、第 20 条の 2 ○紀の川市指定給水装置工事事業者規程第 4 条、第 5 条
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☒ 設定 ☐ 未設定
	おおむね 2 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定給水装置工事事業者の指定の更新
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	水道法第 25 条の 3 の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	水道法第 25 条の 2、第 25 条の 3、第 25 条の 3 の 2 ○紀の川市指定給水装置工事事業者規程第 4 条、第 5 条、第 6 条の 2
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	水道工務課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	専用水道の布設工事の設計の確認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	水道法第 32 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	水道法第 5 条 水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）
審 査 基 準	☐ 設定 ☒ 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。
	【基準】
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	雨水貯留浸透施設整備計画の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 25 条の 10 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	下水道法第 25 条の 10、第 25 条の 11
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（雨水貯留浸透施設整備計画の認定） 第 25 条の 10 浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。 2 雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 雨水貯留浸透施設の位置 （2） 雨水貯留浸透施設の規模 （3） 雨水貯留浸透施設の構造及び設備 （4） 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 （5） 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間 （6） その他国土交通省令で定める事項 3 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 25 条の 13 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	下水道法第 25 条の 11、第 25 条の 13
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（雨水貯留浸透施設整備計画の変更） 第 25 条の 13 第 25 条の 10 第 1 項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。 2 前 2 条の規定は、前項の場合について準用する。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	下水道課
適用日（掲載日）	令和 4 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	地位の承継の承認
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	下水道法第 25 条の 19

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	下水道法第 25 条の 19
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(地位の承継) 第 25 条の 19 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、公共下水道管理者の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	令和 5 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	会計課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定納付受託者の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地方自治法第 231 条の 2 の 3
審 査 基 準	■設定 □未設定
	(指定納付受託者) 第 231 条の 2 の 3 歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。 3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定

備考	
設定日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	会計課
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	指定公金事務取扱者の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方自治法第 243 条の 2 第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地方自治法第 243 条の 2 地方自治法施行令第 173 条 地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 12
審 査 基 準	■設定 □未設定 （指定公金事務取扱者） 第 243 条の 2 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第 1 項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第 243 条の 2 の 6 までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。 3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。 5 指定公金事務取扱者は、第 1 項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。 6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするときに限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、

	あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。 7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。 8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。 9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。 10 監査委員は、第8項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和7年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会教育のための学校施設利用の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	社会教育法第 45 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会教育法第 44 条第 1 項 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（学校施設利用の許可） 第 45 条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	紀の川市学校施設使用条例 紀の川市学校施設使用条例施行規則
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 1 0 日
備 考	
設 定 日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	小学校、義務教育学校又は中学校の変更
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	学校教育法施行令第 8 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	学校教育法施行令第 8 条 ○紀の川市立小中学校における就学指定校変更に関する取扱要綱（平成 20 年紀の川市教育委員会告示第 9 号）第 2 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	第 8 条 市町村の教育委員会は、第 5 条第 2 項（第 6 条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	・文部科学省学校教育法施行令第 8 条に基づく就学に関する事務の適正化等について（通知） 1 8 文科初等 1 2 5 9 号 平成 1 9 年
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日間
備 考	
設 定 日	令和 3 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	区域外就学等の承諾
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	学校教育法施行令第 9 条

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	学校教育法施行令第 9 条 ○紀の川市立小中学校における就学指定校変更に関する取扱要綱（平成 20 年紀の川市教育委員会告示第 9 号）第 2 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（区域外就学等） 第 9 条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	・文部科学省学校教育法施行令第 8 条に基づく就学に関する事務の適正化等について（通知） 1 8 文科初等 1 2 5 9 号 平成 1 9 年
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 6 0 日間

備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 31 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	重要文化財の現状変更などの許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 43 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	文化財保護法第 43 条第 1 項・第 2 項 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第 8 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（現状変更等の制限） 第 43 条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。 3 文化庁長官は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。 6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	おおむね30日
備考	
設定日	令和2年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	重要文化財の所有者以外による公開の許可
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	文化財保護法第 53 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	文化財保護法第 53 条第 1 項
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（所有者等以外の者による公開） 第 53 条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。 2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して 20 日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。 3 文化庁長官は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。 4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	おおむね30日
備考	
設定日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 125 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	文化財保護法第 125 条第 1 項・第 2 項 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（現状変更等の制限及び原状回復の命令） 第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。 3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。 4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。 5 第 1 項の許可を受けることができなかったことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。 6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。 7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。
	【基準】 上記の条文による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね30日
備 考	
設 定 日	平成31年3月31日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 30 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	歴史的風致維持向上支援法人の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 34 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 34 条第 1 項、第 35 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令第 16 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	（歴史的風致維持向上支援法人の指定） 第 34 条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
	【基準】 上記の条文による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日

備考	
設定日	平成 31 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農業委員会
適用日（掲載日）	令和 6 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	農地又は採草放牧地の権利移動の許可
処 分 権 者	農業委員会
根 拠 規 定	農地法第 3 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	農地法第 2 条、第 3 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項 農地法施行令第 1 条、第 2 条 農地法施行規則第 1 条～第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （農地又は採草放牧地の権利移動の制限） 第 3 条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第 5 条第 1 項本文に規定する場合は、この限りでない。 （1） 第 46 条第 1 項又は第 47 条の規定によつて所有権が移転される場合 （2） 削除 （3） 第 37 条から第 40 条までの規定によつて農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）が設定される場合 （4） 第 41 条の規定によつて同条第 1 項に規定する利用権が設定される場合 （5） これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合 （6） 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）、集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）又は市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 （7） 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第 1 項の権利が設定され、又は移転される場合 （8） 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 9 条第 1 項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第 2 条第 3 項第 3 号の権利が設定され、又は移転される場合 （9） 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

	(平成 19 年法律第 48 号) 第 9 条第 1 項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第 5 条第 10 項の権利が設定され、又は移転される場合 (9) の 2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成 25 年法律第 81 号) 第 17 条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第 5 条第 4 項の権利が設定され、又は移転される場合 (10) 民事調停法 (昭和 26 年法律第 222 号) による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (11) 土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合 (12) 遺産の分割、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 768 条第 2 項 (同法第 749 条及び第 771 条において準用する場合を含む。) の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第 958 条の 2 の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (13) 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合 (14) 農業協同組合法第 10 条第 3 項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第 7 条第 2 号に掲げる事業 (以下これらを「信託事業」という。) を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合 (14) の 2 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。) の実施により農地中間管理権又は経営受託権 (同法第 8 条第 3 項第 3 号ロに規定する経営受託権をいう。) を取得する場合 (14) の 3 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託 (農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項第 2 号に規定する農地貸付信託をいう。) の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合 (15) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 (以下単に「指定都市」という。) が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (昭和 41 年法律第 1 号) 第 19 条の規定に基づいてする同法第 11 条第 1 項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合 (16) その他農林水産省令で定める場合 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第 1 号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 (1) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を

	行くと認められない場合 (2) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合 (3) 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合 (4) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合 (5) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第2条第2項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。） (6) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項（第2号及び第4号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。 (1) これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借権の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。 (2) これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 (3) これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人（次条第1項第3号において「業務執行役員等」という。）のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 4 農業委員会は、前項の規定により第1項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。 5 第1項の許可は、条件をつけてすることができる。 6 第1項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。 【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	おおむね 3 0 日
備 考	
設 定 日	令和 7 年 3 月 31 日

申請に対する処分 ／ 審査基準・標準処理期間 個票（紀の川市）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総合行政委員会事務局
適用日（掲載日）	令和 5 年 4 月 1 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	手数料の減免（行政不服審査法第 38 条第 5 項準用）
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	地方税法第 433 条第 11 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	地方税法第 433 条第 11 項 行政不服審査法第 38 条第 5 項 ○紀の川市手数料条例第 6 条
審 査 基 準	■設定 □未設定 （固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続） 第 433 条 固定資産評価審査委員会は、前条第 1 項の審査の申出を受けた場合においては、直ちにその必要と認める調査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならない。 2 不服の審理は、書面による。ただし、審査を申し出た者の求めがあつた場合には、固定資産評価審査委員会は、当該審査を申し出た者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。 3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、相当の期間を定めて、審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。 4 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、固定資産評価員に対し、評価調書に関する事項についての説明を求めることができる。 5 審査を申し出た者は、市町村長に対し、当該申出に係る主張に理由があることを明らかにするために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 具体的又は個別的でない照会 (2) 既にした照会と重複する照会 (3) 意見を求める照会 (4) 回答するために不相当な費用又は時間を要する照会 (5) 当該審査を申し出た者以外の者が所有者である固定資産に関する事項についての照会 6 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、第 2

	項の規定にかかわらず、審査を申し出た者及び市町村長の出席を求めて、公開による口頭審理を行うことができる。 7 前項の口頭審理を行う場合には、固定資産評価審査委員会は、固定資産評価員その他の関係者の出席及び証言を求めることができる。 8 第6項の口頭審理の指揮は、審査長が行う。 9 固定資産評価審査委員会は、当該市町村の条例の定めるところによつて、審査の議事及び決定に関する記録を作成しなければならない。 10 固定資産評価審査委員会は、前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しなければならない。 11 行政不服審査法第24条、第27条、第29条第1項本文、第2項及び第5項、第30条第1項及び第3項、第32条、第34条から第37条まで、第38条（第6項を除く。）、第39条、第41条第1項及び第2項、同条第3項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第44条、第45条第1項及び第2項、第50条第1項（審理員意見書並びに行政不服審査会等及び審議会等の答申書に関する部分を除く。）、第51条第1項から第3項まで並びに第53条の規定は、第1項の審査の決定について準用する。この場合において、これらの規定（同法第44条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第24条第1項中「審査庁」とあるのは「地方税法第432条第1項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）」と、「次節に規定する審理手続」とあるのは「同法第433条に規定する審査の決定の手続」と、同法第29条第1項本文中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申出がされたときは、第24条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに」と、同法第37条第1項及び第3項中「第31条から前条までに定める審理手続」とあるのは「地方税法第433条に規定する審査の決定の手続」と、同法第38条第1項中「第29条第4項各号に掲げる書面又は第32条第1項若しくは第2項若しくは第33条の規定により提出された書類その他の物件」とあるのは「第32条第1項若しくは第2項の規定により提出された書類その他の物件又は地方税法第433条第3項の規定によって提出させた資料」と、「当該書面若しくは当該書類の写し」とあるのは「当該書類若しくは当該資料の写し」と、同条第4項及び第5項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第41条第2項第1号ホ中「第33条前段 書類その他の物件」とあるのは「地方税法第433条第3項 資料」と、同項第2号中「口頭意見陳述」とあるのは「地方税法第433条第2項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会」と、同法第44条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と、同法第53条中「第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件」とあるのは「地方税法第433条第3項の規定によって提出させた資料」と読み替えるものとする。 12 固定資産評価審査委員会は、第1項の規定による決定をした場合においては、その決定のあつた日から10日以内に、これを審査を申し出た者及び市町村長に文書をもつて通知しなければならない。この場合において同項の期限までに決定がないときは、その審査の申出を却下する旨の決定があつたものとみなすことができる。
	【基準】 上記の条文及び基準規定による。

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	☐ 設定 ☒ 未設定
備 考	
設 定 日	令和 6 年 3 月 31 日